

吉賀町告示第9号

令和3年第1回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月15日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和3年3月5日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君

三浦 浩明君

桜下 善博君

松蔭 茂君

中田 元君

大多和安一君

河村 隆行君

大庭 澄人君

河村由美子君

庭田 英明君

藤升 正夫君

安永 友行君

○3月8日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月12日に応招した議員

○3月16日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○ 3月19日に応招した議員

○ 応招しなかった議員

令和3年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和3年3月5日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年3月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和3年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
- 日程第7 議案第5号 令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第6号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第7号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第8号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第9号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第12 議案第10号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第13 議案第11号 請負契約の変更について(町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事)
- 日程第14 議案第12号 財産の無償譲渡について
- 日程第15 議案第13号 吉賀町議会議員及び吉賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 吉賀町教育振興計画策定委員会設置条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 吉賀町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 吉賀町まちづくり委員会条例の全部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 吉賀町小規模保育所条例を廃止する条例について
- 日程第24 議案第22号 吉賀町地域間交流拠点施設条例を廃止する条例について

- 日程第25 議案第23号 令和3年度吉賀町水道事業会計予算
日程第26 議案第24号 令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
日程第27 議案第25号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
日程第28 議案第26号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第29 議案第27号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
日程第30 議案第28号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
日程第31 議案第29号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計予算
日程第32 議案第30号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
日程第33 議案第31号 令和3年度吉賀町一般会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 令和3年度町長施政方針
日程第6 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
日程第7 議案第5号 令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第8 議案第6号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算(第2号)
日程第9 議案第7号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
日程第10 議案第8号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第3号)
日程第11 議案第9号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算(第11号)
日程第12 議案第10号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第13 議案第11号 請負契約の変更について(町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事)
日程第14 議案第12号 財産の無償譲渡について
日程第15 議案第13号 吉賀町議会議員及び吉賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第16 議案第14号 吉賀町教育振興計画策定委員会設置条例の制定について
日程第17 議案第15号 吉賀町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定について
日程第18 議案第16号 吉賀町まちづくり委員会条例の全部を改正する条例について
日程第19 議案第17号 吉賀町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議案第18号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第21 議案第19号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第22 議案第20号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第23 議案第21号 吉賀町小規模保育所条例を廃止する条例について
日程第24 議案第22号 吉賀町地域間交流拠点施設条例を廃止する条例について
日程第25 議案第23号 令和3年度吉賀町水道事業会計予算
日程第26 議案第24号 令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算

出席議員（10名）

1番 桑原 三平君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 松蔭 茂君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（2名）

9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
-----------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	栩木 昭典君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	山根 徳政君		

午前9時00分開会

○議長（安永 友行君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。

本日は、9番議員並びに10番議員から欠席届が提出されておりますので、報告をしておきます。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回吉賀町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番、藤升議員、1番、桑原議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。3番、桜下議会運営委員長。

○議会運営委員長（桜下 善博君） 令和3年第1回吉賀町議会の定例会の会期日程ではありますが、本日3月5日より3月19日までの15日間と決定しました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から3月19日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの15日間と決定をしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告、議会の動静報告は、お手元に配付した資料のとおりです。

なお、2月16日に開催されました島根県町村議会議長会定期総会において、1番、桑原議員が、島根県町村議会議長会の在職15年以上の自治功労者表彰を受けられましたので、本席で報告をしておきます。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） それでは、日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。

本日、令和3年第1回目の定例会を招集しましたところ、御出席をいただきまして大変ありがとうございました。

動静報告の前に、2点について申し上げておきたいと思います。

まず1点目は、新型コロナウイルスの感染症についてでございます。

御案内のとおり、緊急事態宣言につきましては、いまだ全ての地域において解除されていない状況であります。こうした中、第3次の補正予算に基づく各自治体への配分額も提示をされたところでありまして、これから計画に基づく予算編成の作業に着手していく予定でございます。準備が整い次第、補正予算について御提案申し上げたいと思いますので、その節にはよろしく願い申し上げます。

また、急がれる案件といたしまして、ワクチンの予防接種のことがございます。なかなか現段階においても、不確定要素が多いわけでありまして。

先般、2月の26日には島根県町村会で丸山島根県知事との意見交換も開催をしたところでございます。その席で、私のほうからは、丸山知事に対しましては、早急に、そして確実にワクチンを供給していただく、その供給の計画を示していただく。このことと、それから、接種現場でのリスクを極力軽減をするという観点から、1種類のワクチン使用で対処していただくと、この2つのことについて、丸山知事のほうには意見を述べさせていただいたところでございます。

先般、3月の1日の全員協議会でも担当のほうから御説明申し上げましたが、国あるいは島根県からの情報を的確に把握しながら、円滑なワクチンの予防接種ができるように、これからも準備を進めてまいりたいと思います。

また、議会並びに町民の皆さんに対しましては、適宜、新しい情報を提供させていただくという事に努めてまいりたいと思います。

次に、2点目は、この3月の定例会に上程いたします議案についてでございます。

今回上程する議案は全部で39件となっております。内訳といたしましては、令和2年度各会計補正予算が5件、過疎地域自立促進計画の変更が1件、請負契約の変更が1件、財産の無償譲渡が1件、それから条例の制定、改正、廃止が10件、さらに令和3年度各会計に係ります当初予算が9件と、あとは農業委員会委員の同意案件が12件という内容でございます。

いずれにつきましても、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようによろしく願い申し上げます。

それでは、お手元に配付をしております私の動静報告について若干触れさせていただきたいと思えます。

今回報告をさせていただきますのは、昨年12月定例会以降の内容でございます。

12月の定例議会につきましては、12月4日に招集させていただきまして、11日までの会期でございました。

下がっていただきまして、12月の14日でございます。御案内のとおり、昨年の秋、名誉町民であります澄川喜一先生が、文化勲章を晴れて受賞されました。受賞後初めての帰郷ということで、先生に御来町いただきまして、吉賀高等学校、六日市小学校を御訪問され、その後、基幹集落センターのほうでお祝いの会を開催をさせていただいたところでございます。議員の皆さんにも多数御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

12月の17日でございます。小水力発電所の愛称看板除幕式を行いました。「かきのきすいでんくん」という立派な名前がつきましたので、柿木小学校の皆さんのデザインを参考にさせていただきながら、現地で除幕をしたところでございます。

18日には、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を行っております。

20日は、地域自治区「柿木村」のシンポジウムへ参加をさせていただきました。

2ページに入りまして、12月23日でございます。町議会の全員協議会のほうへ出席しております。さらにこの日の夕刻でございますが、岩国市のシンフォニア岩国で行われました、同じく澄川喜一先生の文化勲章受賞記念式典のほうへ参加をさせていただきました。当町と同じように、岩国市の名誉市民でもございますので、お祝いの会を開催をしたところでございました。

24日は、元六日市町議会の議長の職を務められました安永豊様御逝去に伴いまして、弔問に出かけております。

28日でございます。役場の仕事納め式でございましたが、その日から29日にかけては、消防団恒例の年末警戒のほうへ同行させていただきました。

年末押し迫りまして、30、31日につきましては、柿木地区の大規模な停電もございましたが、大雪の警戒待機ということで業務に当たっております。

年が明けまして、1月4日は役場の仕事始め式でございます。

3ページに入りまして、1月の7日から11日の4日間でございますが、大変な大雪寒波でございまして、大雪の警戒待機、併せて、役場の職員は水道の漏水調査のほうで町内を奔走したところでございます。

12日につきましては、宇部市長とウェブ会談を行っております。御案内のとおり、山口県宇部市の久保田市長が急遽体調を崩されて退任をとということで、その後任ということで11月に篠崎市長が御就任されましたが、かねてからUBEビエンナーレ、彫刻のつながりで親交がござい

ますので、当初はこの日に出かけて行って市長とお会いする予定でしたが、コロナの関係もございましたので、オンライン、ウェブでの会談をさせていただいたということでございます。

13日には、出雲の島根県立中央病院のほうへ出かけまして、山口事業管理者と面会を行って、六日市病院についての報告なりをさせていただきました。

14日は、新型コロナウイルス感染症対策本部、それから町の特別職報酬等審議会から答申を受けております。

下がっていただきまして、19日でございます。島根県の健康福祉部から安食次長ほか職員の方がおいでになられまして、六日市病院についての協議を行っております。

1月22日でございます。毎年年初めに訪問させていただいておりますヨシワ工業でございますが、これにつきましても、新型コロナウイルス、広島市内でかなり蔓延をいたしましたので、オンラインでの訪問ということで、ウェブ上で吉野社長ほか幹部の方と会談をさせていただきました。

1月24日は、旧道面家住宅での恒例の文化財防火訓練でございます。

4ページでございます。2月になります。2月1日は、吉賀町の空家等対策協議会を開催しております。

2日は、農地水環境保全協議会をはじめ各種会議がございましたので、松江へ出かけております。

下がっていただきまして、7日でございます。真田地区の農事組合法人ごんごんじいの郷の設立総会のほうへ参加をいたしました。

8日は、町議会の臨時会を招集をしております。

2月の9日から10日にかけてでございますが、「エポックかきのきむら」の案件で、西中国信用金庫吉賀支店、あるいは浜田にあります日本政策金融公庫浜田支店のほうへ出向いております。

さらに10日には、同じ案件で西中国信用金庫の津和野支店のほうへも出かけております。

さらに12日には、同じ案件で松江にあります島根県信用保証協会のほうへ訪問し、会長のほうの会談をさせていただきました。

それから、2月の13日、これは恒例になっておりますサクラマスプロジェクトフォーラムでございますが、これもコロナの関係によりまして、オンラインでの形式になりました。こちらのほうへ参加をさせていただきました。

14日は、地域商社のパネルディスカッションを行っております。

15日は、町村会の事務協議、それから県の国保連の理事会で松江へ出かけております。

16日には、朝倉小学校5年、6年生の皆さんが御来庁いただきました。国語科の授業での成果発表会ということで、2つのことについての、いわゆる政策提言を受けたところでございます。

5ページに移りまして、2月の18日でございますが、社会福祉協議会のほうが行っております、高齢者を中心とした配食サービスのほうへ、今回は高尻地区で行っておりますボランティアの方のほうへ同行をさせていただいております。

2月19日は、広域の事務組合の定例会、それからこの日はお米の受賞の報告ということで、町内の農家の方がおいでいただきました。注連川の潮竜太郎さんでございますが、2つの全国コンクールですばらしい賞をダブル受賞をされたということで、今回役場のほうへおいでをいただいたということでございます。

22日でございます。県国保連の通常総会で松江へ出かけております。

23日につきましては、水源祭りの大蛇寄贈とありますが、役場のOBであります保存会のメンバーでもございますが、高田直幸さんのほうから、わらで作った大蛇のレプリカを御寄贈いただきました。現在、町長室の隣の応接室のほうへ展示してございます。今申告の期間中でロビーを使っておりますので、申告が終わりましたら町民の皆さんにロビーのほうで御披露をさせていただく予定でございます。

24日は、町議会の全員協議会でございます。

25日は、県の市町村職員共済組合の議会でございます。

翌26日は、ここにありますような会議で再び松江へ出かけております。

3月に入りまして、1日は、コロナの感染症対策本部、それから町議会の全員協議会が開催されました。

一番下、昨日4日でございますが、ありますように鹿足郡内の3つの一部事務組合それぞれの定例議会が招集されましたので、こちらのほうへ出席をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

日程第5. 令和3年度町長施政方針

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き、日程第5、令和3年度町長施政方針についての説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、お手元の資料を読み上げまして、町長施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきたいと思っております。

表紙をめくっていただきたいと思っております。令和3年第1回吉賀町議会定例会の開会に当たり、諸議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営に臨む基本的な考え方的一端と施策の概要を申し

述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、国内状況についてであります。

世界的に蔓延拡大した新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活と経済は大きな打撃を受けています。そして、その収束の兆しが見えない状況下において、新たな変異種も発生しており、大変危惧されるところです。

こうした中、1月18日開会した第204回通常国会において、菅内閣総理大臣が、就任後初めての施政方針演説を行いました。その内容は次のようなものであります。

まず、新型コロナウイルス対策については、自らがこの闘いの最前線に立ち、難局を乗り越えていく決意を述べるとともに、本年夏に延期となった東京オリンピック・パラリンピックについても、人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証として、世界中に希望と勇気を届けられるよう大会に向けた準備を進めていくと明言されました。

また、成長の原動力として「グリーン」と「デジタル」をキーワードとして掲げています。2050年に温室効果ガス排出量をゼロとする目標の実現に向け、政府が環境投資で大胆な一歩を踏み出すことを強調しました。

看板政策であるデジタル庁創設に関しては、改革の象徴でもあり、国全体のデジタル化を主導される手法として、その意欲を語られました。

さらに、地方にいても都会と同じ仕事、同じ生活ができる環境をつくり、都市から地方への大きな人の流れを生み出すことや全ての人が安心できる少子化対策と社会保障に向けた改革についても言及されました。

このほかにも、東日本大震災からの復興及び災害対策、外交・安全保障などについても触れられ、一人一人が力を発揮し、互いに支え、助け合う安心と希望に満ちた社会を実現することを申し述べられました。

次に、島根県内の状況についてであります。

2月16日開会した令和3年2月島根県議会定例会における島根県知事の施政方針並びに提案理由説明の要旨は、次のようなものであります。

まず、予算についてであります。

来年度当初予算は、島根創生の推進を図るとともに、健全な財政運営を図るものとして、総額4,670億円、本年度に対し1.7%、80億円の減となっています。

補正予算においても、国土強靱化対策などを進め、全体として切れ目ないものとしています。

当初予算と補正予算においては、新型コロナウイルス感染症対策、人口減少に打ち勝つための総合戦略の推進、生活を支えるサービスの充実、安心安全な県土づくりの4つを大きな柱としています。

特に、最優先で取り組んでこられた新型コロナウイルス対策に関する予算については、引き続き必要な対策を措置するとともに、感染状況や県民ニーズなどに応じた円滑かつ柔軟な対応が可能となるよう、対策の一部を本年度補正予算に前倒ししています。

また、人口減少に打ち勝つための総合戦略の推進に関する予算については、新型コロナウイルスの影響が続く状況にあっても、人口減少という課題に対し、島根創生の施策を展開することで対応していく必要を述べています。

このため、影響が続く場合においても、できるだけ着実に推進できるよう、ウェブを活用するなど事業内容の見直しを行っています。

さらに、島根創生を加速するため、子育て世帯への支援や県内各産業の収益向上、島根を愛する人づくりと新しい人の流れづくりに関連する事業などを強化しています。

国も島根県も将来にわたる状況を的確に見極め、大局的な施策を展開していくとともに、より一層の現実的対処を講じていただくことも必要であると思います。その上で、基礎的自治体においては、従来にも増した厳しい財政見込みの中で行政運営を行い、適切な住民サービスを確保しつつ、地域振興と行政の効率化を講じていくべきであります。

いずれにしても、施策を効果的に展開していくのは、我々基礎的自治体であり、そのような観点からも地方の責任は、一層重くなっていることを従来にも増して、より強く意識しなければなりません。

町政を取り巻く諸情勢についてであります。

昨年は、かねてからの懸案事項であります医療介護や第三セクターをはじめ、多くのことに取り組んだ一年でありました。これらは、全て大きな課題であり、避けて通れない事案であります。お互い真摯に向き合い、この難局を乗り越えていかなければならないと思います。

その一方で、うれしいニュースもありました。名誉町民であります澄川喜一先生の文化勲章受賞であります。当町では、森英恵先生に続く快挙であり、我々町民の誇りであり、宝であります。お二方の偉業を後世に引き継いでいくとともに、これを契機としたまちづくりにも意を注いでいかなければならないと考えております。

ところで、私もこの職に就任して3年と4か月が経過し、残された任期もあと8か月となりました。多忙な日々の中にあつて、改めてその責任の重大さを痛感しているところでございます。

私たちの住むこの吉賀町は、これまで財政指標こそ改善されましたが、地方を取り巻く環境は、予断を許さない状況に変わりはありません。

特に、本年度は、合併特例による地方交付税の激変緩和措置の最終年度であり、来年度からは優遇措置のない、いわゆる一本算定での通常ベースに戻ります。

また、新型コロナウイルス感染症や高病原性鳥インフルエンザなど危機管理的事案もあり、地

方を取り巻く環境に好条件のものは、残念ながら存在しません。

このような中であっても、さらにこの町の未来を輝かせるために、「一体感の醸成」を果たすことが自分に与えられた使命であると考え、「まちを一つに」をスローガンに掲げ、「育ててよし！元気よし！住んでよし！」、この「三つのよし！の吉賀町！」を目指していくことを基本姿勢として、引き続き、行政執行に努めてまいりたいと思います。

その実現を目指す道しるべは、第2次吉賀町まちづくり計画と吉賀町総合戦略です。平成27年度に策定した吉賀町総合戦略については、さらに2年間、対象期間を延長して推進しております。

これまでの取り組みにより、ここ数年は、若干ではありますが人口減少率が緩やかな状況にあります。さらに、このような状況を好転させていくとともに、多文化共生社会の実現にも取り組んでいかなければなりません。

私といたしましては、これらの様々な事案を踏まえ、これまで以上に町民の皆様との対話を重視し、より多くの皆様の声に耳を傾けることで行政との信頼関係を再構築してまいりたいと思います。

そして、危機管理的事案の収束を願いつつ、そのことに適切に対処しながら、安全安心のまちづくりと地域力の向上をさらに推進してまいりたいと思います。そのことによって、町民の皆さんが、この町での生活の良さを等しく実感していただけるよう、残された任期を精いっぱい努めてまいりたいと思います。

それでは、第2次吉賀町まちづくり計画に沿って、来年度の主要施策について、以下のとおり順次申し述べてまいります。

最初に、快適で安全に暮らせるまちづくりについてであります。

町内全域の情報通信網として整備しましたケーブルテレビ施設につきましては、吉賀町での基本プラン加入率は約82%となっており、引き続き、町民への重要な情報伝達手段の一つとして活用してまいります。

防災行政無線の整備につきましては、昨年6月から着手し、親局、中継局、拡声子局及び戸別受信機等の機器製作を中心に行ってきました。

来年度においては、これらの機器の町内への設置を進めてまいります。併せて、自主防災組織の組織化の促進、総合防災訓練の実施等、ソフト面からも地域の防災力を高め、ハード・ソフト両面から総合的な防災システムを構築してまいります。

公共交通網の活性化及び再生を目指して、令和元年度に策定しました吉賀町地域公共交通網形成計画に基づき、来年度はデマンド運行のダイヤ及び広域線の見直しに取り組むとともに、令和4年度以降の事業についても検討を行います。

再生可能エネルギーの普及事業につきましては、引き続き太陽光発電システム、木質バイオマストープ、太陽熱利用によるシステムについて推進していきます。

道路環境の整備につきましては、町道など生活に身近な道路の安全・安心な道路環境を確保します。特に通学路においては、島根県、教育委員会、警察署、PTA等と連携して安全点検を実施し、危険箇所の改善に努めるとともに、冬期における歩行者の安全確保のため、新たに導入した歩道除雪機械を活用し、除雪作業の迅速化に取り組みます。また、国道、県道の整備については、引き続き島根県へ要望していきます。

道路、河川の維持管理につきましては、安全パトロールや危険箇所の点検を実施し、日々の住民生活に支障を及ぼすことがないよう機能の向上と維持管理に努めるため、来年度は予算を増額して、各施設の計画的な点検、補修工事を実施するとともに、橋梁・トンネルは健全度判定の結果により、国の事業を利用し修繕工事等を行います。

高規格道路等の地域幹線道路の整備につきましては、山陰道の早期完成に向け、管内市町と連携し、取り組みを進めてまいります。

また、仮称ですが、益田岩国道路につきましても、引き続き益田市、津和野町と意見調整を行うとともに、岩国市や国道187号沿線関係者との意見交換を実施し、要望等の具体的な取り組みを進めてまいります。

危険箇所の対策につきましては、毎年のように記録的な豪雨による自然災害が発生していますが、このような状況の中で、昨年10月、土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域が新たに指定されました。これは、指定区域における危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

特別警戒区域や浸水想定区域等を反映したハザードマップについては、4月下旬に配布させていただくこととしております。町民の皆様の御理解を頂きながら取り組みを進めるとともに、関連する対策事業をハード・ソフト両面から講じていきます。特に砂防事業、治山事業等に関する整備は、島根県へ要望するとともに、連携して事業の推進を図ります。

併せて、ため池の危険性が全国的に指摘される中、町内に存在するため池の廃止等の安全対策を引き続き進めてまいります。

空家対策につきましては、昨年11月に設置した吉賀町空家等対策協議会において、空家等対策の推進に関する特別措置法に示された事項について協議を進め、本年6月の計画策定完了を目指してまいります。その後、計画に基づき具体の施策を講じてまいります。

消防につきましては、消防団員の中型運転免許等を取得するための補助金制度を創設いたします。団員数の減少は、全国的にも問題となっている中ではありますが、団員の減少対策の一助に

なればと考えているところでございます。

また、機能維持と安全性の確保のため、防火水槽4か所の修繕を計画し、予算計上させていただきました。

水道事業につきましては、住民にとって重要なインフラを安定的に運営する観点から、計画的・効率的な施設維持に努め、今後もより一層、適切かつ合理的な事業推進に努めてまいります。

下水道事業につきましては、利用者の加入促進を図りながら、下水道施設、農業集落排水施設の適切な管理運営を行うとともに、国の指針に従い公営企業会計の適用拡大に向けて取り組みます。

また、合併処理浄化槽設置補助金と浄化槽維持管理費補助金制度などの助成事業を進めながら、快適で住みよい生活環境の確保に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、低所得者向けの住宅の確保と定住の促進に向け、整備を行っているところです。建設して40年を超える住宅が多く現存していることから、平成28年度に策定した長寿命化計画により、古い物件から建て替えを実施しており、来年度も、高津川流域産材を活用し、七日市地区にあります新横立団地2棟4戸の建設を行います。

また、5年目を迎える第2次吉賀町公営住宅長寿命化計画の見直しを行い、既存住宅の適正な維持管理と旧耐震住宅の建て替えを推進して、住宅困窮者の解消に取り組みます。

吉賀町斎場につきましては、葬祭を行うに当たり参列者の受入れに十分な広さがないことから、以前より増築を要望する声がありました。そのため、本年度において増築を含めた今後の整備計画について基本設計を行い、検討してまいりました。

そうした中、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により葬儀のあり方に大きく変化が現れ、家族や親族という少人数での開催が大半を占めるようになりました。

そのような利用状況の急激な変化があったため、葬祭場の増築等の整備について直ちに整備を実行するのではなく、今後の葬儀の動向や他施設の利活用を含め検討を重ね、整備の規模や時期を見極めた上で慎重に取り組んでいきたいと考えております。

地籍調査事業につきましては、国・県の予算確保が厳しい状態が続いておりますが、来年度は、継続事業の田野原4地区と広石1地区、白谷9地区を実施するほか、新規調査地区として、幸地2地区の調査を計画しており、引き続き進捗率の向上を目指します。

本町では、人口減少に伴う人手不足を背景に、就労等の外国人住民が増加し、12月末では総数203人となりました。とりわけ、外国人住民の比率は3.39%と、昨年に引き続き県内で最高の割合となっています。

本町で暮らす外国人住民は20代から30代の若者が多く、高齢化率40%を超す吉賀町において、外国人住民は町の産業を支える労働力としてだけでなく、一部地域では自治会活動や祭り

等のイベントによる交流が生まれるなど、地域に活気をもたらす人材でもあります。

しかしながら、一方で、言語や文化の違いがコミュニケーションの壁となることも少なくないことから、自動翻訳機の貸出しやごみの分別表、カレンダーの外国語版の作成はもとより、日本語教室の開催などの支援に努めてまいりました。

また、引き続き企業や公民館をはじめ、地元住民の皆様の御協力をいただきながら、交流が広がっていくよう積極的に取り組んでいきます。

吉賀町小水力発電所につきましては、現在順調に稼働しており、平成28年度から売電収入の一部1,400万円を、将来の子育て支援策に係る財源として一般会計へ繰り入れておりましたが、来年度からはこれを増額し、年間2,000万円繰り入れることとしました。安定した稼働ができるよう、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

また、昨年は施設の愛称も決定しましたので、場内見学等を通じて愛着を持っていただき、発電事業の意義と環境教育の一環を担う取り組みを強化してまいります。

次に、健康で安心して暮らせるまちづくりについてであります。

まず、全国的に感染拡大が続き、東京都をはじめとする一部地域で緊急事態宣言下にある新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

これまで同様、国、県及び近隣自治体の動きと連動しながら、吉賀町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、対策本部を中心として、必要な各種対応・対策を講じてまいります。

島根県内においては、本年1月末時点において感染者数が269人に達しており、近隣の自治体においても集団感染が確認されるなど、依然深刻な状況となっています。感染拡大防止と収束に向けた具体的対策として、国は、全国民を対象とした新型コロナウイルスワクチン予防接種を、市町村を主体として順次実施する方針です。

不確定要素もありますが、吉賀町におきましても他の自治体に遅れることなく、65歳以上の高齢者から順次開始し、感染拡大防止が図られるよう必要な予算措置を行い、体制確保に向け社会医療法人石州会や鹿足郡医師会等との緊密な連携を図ってまいります。

安心して子どもを産み育てる環境づくりにつきましては、今年度出生見込数は37人と、昨年度と比較し横ばいで推移しており、従来から実施している子育て支援策の成果によるものと評価していますが、コロナ禍による生活様式の変化に伴い、児童や子育て世代をめぐる環境が一変し、様々な問題が表面化する中、子育て世代の新たなニーズに対応した相談支援や施策の充実等が求められています。

このため、吉賀町子育て世代包括支援センターにおいて、ウィズコロナ時代に対応できる人員確保や体制の充実に向け、関係機関等と連携し必要な支援を行います。

一方で、懸案事項でありました入所児童数の減少により、本年度から休止中の町立朝倉保育所

につきましては、来年度も入所児童5名が見込めないため、昨年の3月定例会で説明しました方針どおり、本年3月末をもって閉所します。

また、同様に木部谷保育所につきましても、本年4月の入所児童が見込めないことが明らかとなりました。このため、運営関係者や地元住民との協議を行い、本年3月をもって閉所することといたしました。

長きにわたり開設されていた子育て支援の拠点が、同時期に地域から消失することは、子育て支援をまちづくりの基本施策に掲げる当町にとって極めて遺憾であります。今後は地域における子育て支援策の充実を図ることで対応してまいりたいと考えております。この間、両保育所の運営に御尽力、御協力をいただきました皆様に対し、敬意と感謝を申し上げます。

健康づくりにつきましては、今年度はコロナ禍の影響により予定していた教室や相談事業等の中止や変更を余儀なくされ、町民の皆様には大変御迷惑をおかけしましたが、そのような状況下においても、特定健診受診率は2年続けて50%を超えており、昨年12月時点で県下第1位の受診率となっています。

このことは、町民の皆様の健康づくりに関する意識の向上が大きな要因であると分析しており、来年度も第2次いきいき21吉賀町健康づくり計画に基づき、誰もがこころ豊かに、安心していきいきと安全に暮らせる町を目指して、ライフステージに沿った健康増進、生活習慣病予防・重症化防止及び介護予防に重点を置いた取り組みを、感染防止対策を講じつつ効果的に推進し、平均寿命や65歳時平均自立期間の延伸を実現してまいります。

また、食育事業につきましては、延長された第1次吉賀町食育推進計画に基づき、来年度も引き続き家庭や保育所・学校・地域等といった生活の場面において、健全な食生活を自立的に営むことができる力の育成に向け、吉賀町食生活改善推進協議会をはじめ、様々な関係団体と連携し取り組んでまいります。

地域医療を守る取り組みにつきましては、島根県・社会医療法人石州会と町の三者により構成される「吉賀町医療・介護あり方検討会議」において、妥当と示された社会医療法人石州会六日市病院の公設民営化に向け、必要な検討を行っております。

とりわけ町財政に与える影響については、昨年9月に石州会から提出のあった資料では、令和6年度公設民営化を行った場合、令和11年度に町財政が破綻するとの結果が出たため、石州会に対して明確な根拠に基づくさらなる経営改善計画等の資料の早期提出を求めていく考えであり、時間的余裕はない状況ではありますが、結論に至るにはいましばらく時間が必要と考えています。

そのような状況であるため、平成24年度より3か年単位で実施している石州会に対する緊急支援につきましては、来年度当初においては見送ることとし、当面は第5次六日市病院支援計画に基づき、特別交付税制度を活用した支援のみを行いながら、石州会に対しましても、一刻も早

い実効性のある経営改善策の提出を求めてまいります。

医療従事者等の確保につきましては、依然厳しい状況にはありますが、島根県をはじめ島根大学附属病院や近隣市町等からの御協力によりまして、一時期減少しました常勤医師数は回復傾向にあります。コロナ禍にあるため、関係先の訪問等に制約が生じておりますが、引き続き、医師をはじめとする医療従事者等の確保を図るため、現状においてでき得る限りの活動を行ってまいります。

また、吉賀町医療介護従事者確保支援補助金制度を活用し、人材確保に向けた奨学金制度や従事者の資質向上、または離職者対策等に取り組む町内の医療機関や介護事業所への支援を引き続き強化してまいります。

六日市医療技術専門学校につきましては、一昨年8月に町政活性化に関する要望書の提出や、昨年の町政座談会において閉校後の施設の有効活用に関し様々な御意見が寄せられました。実際に県外から状況等の問合せもありますが、コロナ禍の影響もあり具体的協議の進展には至っておりません。今後も引き続き、対処してまいります。

地域福祉につきましては、来年度から向こう5年間の地域福祉充実に向け、第3期吉賀町地域福祉計画、活動計画に基づき、一人一人の不安や悩みに対する総合相談支援体制づくり、ボランティア活動の育成や充実、多様なニーズに対応するサービス基盤の整備など、住民の相互扶助による住みよい地域共生型社会の実現を目指してまいります。

その中心的役割を担う吉賀町社会福祉協議会につきましては、平成30年度から3か年、社会福祉法によって求められる公益性の高い事業に積極的に取り組めるよう、吉賀町社会福祉協議会支援計画に基づき、法人運営補助金等の支援を行った結果、安定経営に向けた基盤が整ってまいりましたので、今後も引き続き、地域福祉（活動）計画の実施主体として綿密な連携の下、地域福祉の充実に努めてまいります。

また、地域において住民が安心して生活をするため、来年度も引き続き民生委員児童委員・主任児童委員との連携により、町内全ての地域で見守り体制の一層の充実が図られる取り組みや、コロナ禍により深刻化が懸念される生活困窮者対策として、生活保護事務や生活困窮者自立支援制度など従来制度の充実強化を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、吉賀町障がい者総合支援センターを活用し、町内外の身体、知的、精神に障がいのある方々が、就労継続支援や総合相談支援等に加え、ゆとりのある施設空間を活用し、生活介護事業や日中一時支援事業等のサービスを総合的に利用でき、地域生活支援拠点施設となるよう指定管理者であるNPO法人よしかの里との連携強化を図り、障がいがある方々だけではなく、誰もが安心して生活できるまちの実現に向け必要な施策を実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、日常生活圏域ニーズ調査の結果、住み慣れた自宅や地域において生活を希望される高齢者が8割に達したことから、意向に沿った場所で自立した生活が継続できるよう、百歳体操やふれあいサロン等の高齢者の健康づくりや、介護、認知症予防の集いの場や、栄養状態維持改善のための配食サービスの充実、見守り体制の整備、社会参加や生きがい対策の推進を図ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度からの新制度移行により、県内市町村の財政基盤強化が図られ、円滑な保険運営が行われています。本年1月より新たに導入した国保市町村事務処理標準システムを有効に活用し、島根県や他市町村との一層の連携を図り、被保険者へのきめ細かな窓口対応等を心がけてまいります。

一方、医療費の給付動向に着目しますと、悪性新生物や脳血管疾患等により療養給付費が高騰する傾向にあります。このことから、現在実施中のA Iを活用した特定健診個別勧奨に加え、来年度から新たに特定健診自己負担額について、国民健康保険被保険者分を無料で実施して、さらなる受診率向上につなげ、得られたデータを活用した被保険者の生活習慣の改善による疾病予防事業を実施して、医療費の適正化を図り、保険者機能強化を実現してまいります。

後期高齢者医療保険事業につきましては、島根県後期高齢者医療広域連合からの給付データによると、本年度も後期高齢者1人当たり医療費は県下で最も高い状況にあり、適正化に向けた取り組みが求められています。このため町内の後期高齢者の医療費データを基に、医療費の高騰要因を明らかにし、医療費適正化に向けた効果的な対策の検討を、健康づくりや介護予防事業等と連携し進めてまいります。

介護保険事業につきましては、第7期介護保険事業計画の最終年度において、要介護認定者数や施設サービス給付費等の増加に対応するため、基準保険料500円の引き上げを行う中、日常生活圏域ニーズ調査による高齢者ニーズの実現と介護給付費適正化に向け、ソーシャルイノベーション&マネジメントラボ（SIM）からの提言に基づき、施設ベッド数の適正な削減と、それに伴う在宅サービスへの移行を方針に掲げ、第8期吉賀町介護保険事業計画を策定、併せて本年度から直営での要介護認定調査体制の充実強化や、ケアプラン点検等の給付適正化事業に着手してまいりました。

適正化に向けた成果として短期間ではありましたが、給付費増加の抑制や利用者の状態像に見合った要介護認定に反映され、第8期においても現行水準の保険料基準額で維持できる見通しとなったため、町の将来状況を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進、持続可能な介護保険制度の確立を実現するため、島根県や圏域内保険者をはじめ、関係機関との連携により介護保険財政の安定化と住民ニーズに対応したサービス基盤等の整備を進めてまいります。

次に、魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくりについてであります。

人口ビジョンに示す目標達成のために策定した、吉賀町総合戦略における基本目標の一つである「新しいひとの流れをつくる」ために、来年度もUIターン者の増加に引き続き取り組みます。手厚い子育て支援制度等と併せながら、住居対策、雇用対策を実施し、子育て世代の流れの増加を目指します。

また、島根県及び県内市町村とともに、東京圏域への人口流出、慢性的な人手不足、地域社会の維持などの課題を解消するために、地域再生計画「わくわく島根生活実現プロジェクト」の拡充を行い、関係人口の創出にも取り組みます。

農業振興対策につきましては、農業経営を継続し、農業経営を安定させる施策が必要です。米の消費量減少幅が拡大するなど、全国の主食用米の民間在庫量が大幅に増加しており、米の価格低下が懸念されている状況です。今後は収益性の高い水田園芸への転換に向けた取り組みの推進がさらに重要となっています。また、低コスト生産、担い手確保、産地化の推進も強化する必要があります。

このような情勢の中、本年度実施している事業は継続して行い、来年度からいくつかの新規事業にも取り組んでまいります。まずは、農地耕作条件改善事業の導入です。基盤整備事業が実施されている真田地区におけるスマート農業導入推進として、自動走行農機等のシステムを導入して作業の効率化を行います。

次に、農業研修経費等補助金の創設です。内容としては、1年間の町単独研修補助、産業体験事業の上乗せ補助、研修受入農家への補助があります。充実した研修を行い、経営計画を持って就農していただくための担い手確保対策の強化です。

そのほかにも、地域おこし協力隊を、有機農業の推進と農業公社のオペレーター育成・確保として各1名募集を行います。

農林水産物販売促進活動補助金も拡充して、生産者組織の販売活動の支援を強化します。また、地域産品の魅力を取りまとめたウェブサイトを構築し、生産者や事業者の販売増加を図ることを目的に、地域産品情報発信事業も実施します。

畜産では、農家が子牛を市場出荷できず、子牛を農家に保留し育てていく経費を支援する子牛保留事業補助金を創設します。

農業基盤整備事業では、引き続き県営により取り組みます。具体的には、農業競争力強化基盤整備事業で真田地区の圃場整備事業、県営農地中間管理機構関連農地整備事業で吉原・坂折地区の事業推進に取り組みます。また、農地環境整備事業の立河内地区につきましては、本年度において工事を完了し換地業務等を残すのみとなっています。

鳥獣被害対策につきましては、引き続き、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進してまいります。町政座談会でも被害対策への要望が住民の方からありました。来年度は、GPS発信機や赤外線

カメラなどを追加導入し、サルやクマの行動追跡調査を強化してまいります。イノシシ対策につきましても、防護柵等の設置経費に対して引き続き助成を行ってまいります。

地域商社の設立につきましては、財団の設立に向けた検討を進めているところです。地域製品の販売促進や物流など地域産業基盤振興の事業を推進し、今後大きく変わる経済情勢に対応できる対策を講じていく必要があります。来年度内の財団設立に向け、関係する団体等との具体的な協議を行ってまいります。

昨年10月14日に棚田振興法に基づく指定棚田地域に柿木村区域が指定されました。大井谷の棚田を貴重な町の財産として保全していくために、協議会の組織化や活動計画の策定に向けた検討を地域と行ってまいります。

株式会社エポックかきのきむらについては、昨年8月末で菌床事業から撤退しました。今後、第三セクターから民営化に移行し、道の駅関連事業のみの経営を予定していますが、多額の債務超過の状態での会社経営は困難であると思われ、町からの財政支援を行い、その後、債務者と再生計画を協議して会社の再建を図ることになると考えております。地域産物販売の拠点の一つとして、生産者や事業者の販売向上に尽力されることを期待しております。

林業振興対策につきましては、森林環境譲与税を活用した事業を主体に取り組みを進めてまいります。地域おこし協力隊制度を活用した担い手育成事業につきましては、今年度から実施する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大も影響して協力隊員の採用には至りませんでした。協力隊員につきましては、現在3人の採用を内定しておりますので、来年度は早々に事業に着手して、林業就業者の育成と確保を図り、貴重な森林資源の有効活用を推進してまいります。

また、森林環境譲与税を財源とした2つの補助制度も創設します。森林作業道の整備を支援し、森林資源を有効活用することを目的とした、森林作業道整備事業補助金と、伐採後の再生林を促し森林資源の確保を目的とした、高津川流域森林再生事業補助金です。このほかにも、倒木処理や作業道復旧を支援する災害被害森林復旧対策事業補助金も創設します。

次に、林業専用道の整備についてです。来年度より、林道幸地線と林道立河内線を結ぶ、仮称ではありますが林業専用道幸地立河内線の開設事業に着手することにしております。県営及び団体営で事業を実施し、全体計画としては延長約9,000メートル、事業費約9億9,000万円、事業期間2期10年間としています。来年度は測量設計を行い、工事開始は令和4年度から実施する計画としております。

商工振興対策につきましては、小規模事業者等への支援、起業・創業者への支援、住宅改修支援事業補助等を、今年度に引き続き行ってまいります。プレミアム商品券発行事業につきましては、本年度より200セット増の、3,700セット分の助成を行いますので、町内消費喚起、

町内景気対策に御協力願いたいと思っております。

また、吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく、吉賀町商工業振興計画を本年度策定しますので、来年度以降も商工会等関係機関との情報交換の場を増やし、計画の評価と検証を行い、今後の商工振興対策を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大は、町内事業者の経営に大きな影響を及ぼしました。町においても、吉賀町緊急中小企業者等事業継続支援金をはじめとした経済対策支援策を行いました。新型コロナウイルス感染症の終息はいまだに見えず、来年度も町の地域経済に大きな打撃を与えることが予測されますので、関係機関と連絡を密にして、必要に応じた対策を補正予算等で対応してまいりたいと考えております。

町内企業における労働者の住居確保は、重要な課題となっております。既存の人材確保定着推進協議会の活動を強化し、人材確保対策における課題などの情報収集や共通認識を図り、課題解決に向けて、協議することとしています。特に住居対策につきましては、島根県の補助事業等の活用も検討しながら、より柔軟な制度設計を検討していきます。

観光振興につきましては、吉賀町らしい交流人口の拡大を目指し、高津川、水源、棚田などの地域資源をキーワードにした情報発信を積極的に行います。また、包括連携協定を締結しました株式会社モンベルが指定する、モンベルフレンドタウンの利を生かして、引き続き実店舗と連携しながら町の周知拡大を行ってまいります。

本年度もマツダスタジアムで開催された、わがまち魅力発信隊に出店し、特設ブースでの観光PRや特産品の紹介などを行いました。来年度においても引き続きこの事業に取り組むとともに、サンフレッチェ広島フレンドタウン等、山陽方面への情報発信に取り組み、これをきっかけとしたスポーツ交流を検討していきます。

津和野街道を通じた交流につきましては、発足いたしました交流協議会を通じて関係する市町と連携を図りながら、県境を越えた文化、歴史、観光、まちづくりについて交流を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期となっております、第71回全国植樹祭が、5月30日に大田市三瓶山北の原を会場として開催されます。感染症拡大防止の観点から、招待人数やイベントなど内容を大幅に縮小しての開催となりますが、吉賀町の町木である「コウヤマキ」が天皇陛下のお手植えの樹種に選定されており、吉賀町内で生産された苗木をお手植えになります。

なお、現時点で詳細は決まっておりますが、4月10日に、コウヤマキ苗木出発式を町内で開催する予定との連絡が島根県より入っております。今後も、県自然環境保全地域に指定されている吉賀町コウヤマキ自生林を、町の貴重な資源として保全、PRしてまいります。

健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら及び老人福祉センターはどの湯荘につきましては、来年度で指定管理期間が満了となりますので、令和4年度以降の指定管理者を決定する必要があります。吉賀町の誘客施設のひとつであり、交流人口の拡大に大きく寄与している施設がありますが、新型コロナウイルスの影響で利用客が大きく減少した中での対応となりますので、より慎重な調整が必要と考えています。

一方、健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らにつきましては、本年度からの2か年事業で、国庫補助を活用したレジリエンス強化型ZEB化に着手しています。来年度は約2か月間の休館を行い、集中的に改修を行う予定で、完成後は施設の主要なエリアはより効率のよい換気が行えることとなり、感染症対策にも期待ができます。

次に、人と歴史を大切に暮らせるまちづくりについてであります。

平成28年3月に策定した吉賀町教育振興計画は最終年度を迎えます。本計画にのっとった教育振興施策を進めるとともに、吉賀町教育振興計画策定委員会を設置して、次期計画の策定に向けた事務を進めてまいります。

国が進めるGIGAスクール構想により、町内学校におけるICT化は急速に進行しています。児童生徒1人1台端末の本格的な運用を迎え、学校現場における情報教育やICT活用教育が着実に進められるよう、指導・助言や研修など支援してまいります。

学校施設整備につきましては、昨年3月に策定した吉賀町学校施設の長寿命化計画に基づき、蔵木小学校施設の長寿命化に向けた改修を進めることとし、来年度においては、校舎の外壁調査や改修設計業務を実施する予定としています。

吉賀高等学校の支援につきましては、「小さな学校で大きな夢を」の実現につながる取り組みを引き続き進めてまいります。サクラマス交流センターや公設塾の運営のほか各種支援事業を継続し、また、令和4年度から始まる新学習指導要領の動向も踏まえつつ、関係者と協働しながら吉賀高等学校の魅力化を高めてまいります。

平成24年度から進めてまいりましたサクラマスプロジェクトにつきましては、本年度からを第2期とし取り組みを推進しております。今後は、大人と子どもが共に地域づくりを行う、大人と子どもの協働の視点をもって取り組んでいくことが必要となります。

大海に出ても、たくましく自分の人生を生き、十分な力をつけたサクラマスとなることができるよう、関わる大人も成長しなければなりません。これまで以上に学校、家庭、地域が一丸となって共通認識を図り、キャリアパスポート、吉賀町はサクラマスパスポートでございますが、これと連携させ、目指す姿などを具体的に示しながら推進してまいります。

人権教育につきましては、差別問題の中で、これまでも本町の取り組みの中心に据えて進めてまいりましたハンセン病問題とともに、新たな差別につながる新型コロナウイルス感染症に

関連する問題についても、町内全体において啓発などの取り組みを進めてまいります。

社会体育施設の整備につきましては、吉賀町スポーツ公園の管理棟のトイレについて、屋内外の双方から利用を可能とするなど、利用者の利便性の向上が図れるよう改修工事を実施いたします。

また、よしか・夢・花・マラソン大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度の第15回大会を中止とさせていただきます。ランナーからは復活に向けた心温まるお声を頂戴しておりますが、残念ながら実行委員会において、来年度の大会も中止の決定をさせていただきます。

文化振興につきましては、森英恵先生に続き、昨年秋、澄川喜一先生が文化勲章を受章されたことにより、町内における芸術や文化に対する意識の向上の必要性をこれまで以上に感じております。

今後は、町の財産であります森英恵フラワーガーデンや、澄川喜一記念公園彫刻の道をはじめ、町内外の先生方の作品を活用させていただき、吉賀町の子どもたちが本物の芸術・文化に触れる機会の創出に向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。また、地域活動などにおいてUBEビエンナーレを通じた交流が促進するよう努めてまいります。

また、来年度からゼロ予算事業として2つの取り組みを行います。1つ目は、本庁舎ロビーにストリートピアノを設置し、町民の皆様が音楽に触れる場を提供したいと考えております。2つ目は、町政を身近に感じていただくとともに、町民の皆様と対話する場として、昼食をともにするランチミーティングを実施したいと考えております。それぞれ、具体的な方法は検討中ではありますが、準備が整い次第開始したいと考えております。

次に、協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくりについてであります。

公民館を核とした地域づくりの推進につきましては、自立した人たちによる持続可能な地域の実現に向け、学びを通じた、人づくり・地域づくりの視点に立った取り組みを推進するため、各公民館に新たに配置する人材の確保を進めてまいります。

また、これに合わせて、自治振興奨励金や交付金の区分、あり方について制度の見直しを行うとともに、自治会館や地区集会所が活動拠点となるような制度を検討していきます。来年度におきましては、まずは経費の平準化の最初として、土地使用料軽減や指定管理料の見直しを行うこととして予算計上を行っています。

合併協定により設置された地域自治区柿木村は、設置期間の満了により、本年3月末をもって終了することとなります。15年の間に培われた旧柿木村地域の特色ある地域づくりや住民自治の活動は、これからの吉賀町のまちづくりに活かしていきたいと考えております。また、地域自治区の終了により、旧柿木村地域の住所表記から「柿木村」が無くなりますが、ブランド名とし

での「柿木村」がこれからも、町内外に広がるよう期待もしているところです。

町政座談会につきましては、本年度も公民館単位で開催し、多くの町民の皆様の貴重な御意見をお聞きすることができました。来年度におきましても、引き続き開催することとしていますので、より多くの皆様に参加していただくことを期待しています。

最後に、行財政対策についてであります。

町税などの徴収対策につきましては、納付期限内に納付している町民の皆さんに不公平が生じないように、徹底した滞納整理を実施します。そのため、来年度より滞納整理を専門とする会計年度任用職員を配置し、担当職員と複数体制で滞納整理を行います。また、滞納を増やさないためにも納付期限内自主納付の推進を強化するとともに、債権共同徴収対策委員会において、関係各課が連携して一元的な対応を図り、徴収率の向上に努めます。

また悪質な滞納者に対しては、強制執行等の積極的な滞納処分を実施して、滞納金額の縮減に取り組みます。併せて、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けたなど、特別な事情があり納付が困難な場合には、納税相談等の支援を積極的に行い、適正な賦課と徴収対策の強化に取り組んでまいります。

職員の人材育成につきましては、吉賀町人材育成基本方針で定める職員像の自らが主体となって行動する職員を目指し、職員が地域の一員としての意識を強く持ち、住民との対話・活動により地域の現状を的確に捉え、様々な課題を自ら発見し、主体性を持って行動する職員を育成してまいります。

人事につきましては、議会から承認申請があったとおり、議会事務局長を1年間勤務延長いたします。また、益田地区広域市町村圏事務組合に、本町職員1名を派遣することとし、広域連携のさらなる強化を目指してまいります。

行財政改革につきましては、第4次行政改革計画・財政健全化計画が2年目となりますが、基本的に第3次計画の考えを引き継ぎつつ、行財政改革推進本部を中心に、7つの委員会を推進主体として取り組みを進め、並行して行政改革推進委員会や議会の皆様の意見を聴きながら、歩みを止めることなく確実に進めてまいります。

財政運営につきましては、自立し、持続可能で、透明な財政運営の観点から、公共施設等の適正化を図るために、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画の改定を行い、適切なファシリティマネジメントを推進するとともに、中長期的な見通しに基づく経営マネジメントを行う必要性が高まっており、ストック情報等を的確に把握し、見える化した地方公会計を積極的に活用する取り組みを推進することで、財務マネジメントの強化を図ります。

自主財源確保の取り組みの一つであるふるさと納税につきましては、平成31年1月から12月と、令和2年の同期間における寄付件数と寄附額は51件、353万8,800円から、

226件、823万4,572円、返礼品の数は18品目から74品目へ増加させることができました。この状況をさらに好転させるべく取り組みを加速させてまいります。

以上が、第2次吉賀町まちづくり計画に基づいた主要施策の概要であります。

地方創生対策についてであります。

平成27年度に策定した吉賀町総合戦略も来年度で最終年度となります。人口ビジョンによる令和2年の人口目標は、5,992人としていましたが、独自集計ではありますが、目標を達成できる見込みとなっているなど、成果が表れつつあります。来年度においては、第2次吉賀町まちづくり計画の前期評価の結果を踏まえつつ、現在の総合戦略を継承することとなる、第2次総合戦略の策定に取り組むこととしています。

総合戦略の基本目標ごとの来年度の予算措置額としては、安心して働けるしごとをつくる事業に対して1億1,700万円、結婚、出産、子育ての希望をかなえる事業に対して1億円、新しいひとの流れをつくる事業に対して1億3,200万円、協働と連携により住みよいまちをつくる事業に対して2億9,300万円など、総額で6億5,200万円の予算を確保いたしました。

それでは、令和3年度当初予算案の概要について申し述べます。

令和3年度当初予算の編成に当たっては、まちづくり計画や総合戦略に基づく重点事業を推進するとともに、行政改革計画・財政健全化計画に基づき、持続可能で安定的な財政基盤の構築に努めました。

その結果、令和3年度一般会計におきましては、本年度当初予算比で4.9%増の72億3,000万円の予算規模となりました。また、水道事業会計と7本の特別会計の総額は、30億2,400万円となり、一般会計・水道事業会計・特別会計を合わせた予算総額は、102億5,400万円となったところであります。

提出議案についてございます。

今定例会に付議いたします議案は、計画の変更に係る案件が1件、請負契約の変更に係る案件が1件、財産の無償譲渡に係る案件が1件、条例の制定・一部改正・廃止に係る案件が10件、一般会計、特別会計及び水道事業会計に係る補正予算と当初予算が14件の合計27議案と、同意案件12件であります。

それぞれの議案の概要につきましては、提案の段階で、各担当管理職員から詳細説明をさせていただきますので、御理解を頂くとともに、慎重なる御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和3年第1回吉賀町議会定例会の開会に当たっての施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの施政方針の説明が終わりました。ここで10分間休

憩します。

午前10時19分休憩

.....

午前10時29分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

----- . ----- . -----
日程第6. 発議第1号

○議長（安永 友行君） 日程第6、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

本件については、発議者の提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第1号、読み上げて提案させていただきたいと思います。

発議第1号、令和3年3月5日。吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由につきましては、財政需要に応じた財政確立により、安心して暮らせる町づくりに寄与するためであります。

裏をめぐっていただきまして、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応と介護・医療従事者の確保、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、緊急な政策課題に直面しています。

また、インフラ設備の長寿命化対策、公共施設等の個別管理計画に沿った改修など、多額の経費を要する事業執行も手を緩めることなく進めつつ、災害等に対応する体制の強化など、これまでに増した需要に応えなければなりません。

さらに、新たな暮らしを支える要望への対応や、細やかな公的サービスの提供を担う人材確保を進めることが必要になっています。

国におかれましては、地方の財政需要に対応するため、さらなる地方財政の充実・強化を進めていただくと同時に、以下の事項に特に留意されることを求めます。

記。1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定」は、廃止・縮小を含めて検討を行うこと。

4、地方交付税の法定率の引き上げ、財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

島根県吉賀町議会として、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣としております。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明は終わりました。

提出者に対する質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この発議書の地方財政の充実・強化を求める意見書ですが、当初、議会運営委員会で諮ったところの意見書（案）の中身が若干違っていると思われませんが、その説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 大変申し訳ありません。

3番目の地方交付税における「業務改革の」というところが「トップランナー方式」という言葉を使っておりました。ところが、今、国においても、その言葉を使わずに、「業務改革の取組」ということでやっておりますので、そのように変更させていただいた次第であります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。本件については所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第7. 議案第5号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第5号令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第2号）

を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第5号令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、予算第4条本文括弧書き中、「不足する額6,163万1,000円は過年度分損益勘定留保資金6,163万1,000円で補填するものとする。」を「不足する額7,063万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,063万1,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。第1款資本的収入でございますが、1億2,537万7,000円に1,172万4,000円を加えまして、1億3,710万1,000円。

内訳といたしまして、第1項企業債4,400万円から900万円を減額し、3,500万円。第3項他会計補助金6,126万円に2,072万4,000円を追加し、8,198万4,000円でございます。支出につきましては、第1款資本的支出1億8,700万8,000円に2,072万4,000円を追加し、2億773万2,000円。内訳といたしまして、第1項建設改良費6,418万1,000円に2,072万4,000円を追加し、8,490万5,000円でございます。

第3条、予算第5条に定めた企業債の限度額4,400万円を3,500万円に改める。

第4条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1億4,074万8,000円を1億6,147万2,000円に改める。

令和3年3月5日提出。吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私のほうから、議案第5号令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

予算書進んでいただきまして、説明書、ここの7ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございます。まず、支出、下の欄でございます。右側のページを見ていただきたいと思います。節でございます。委託料でございます。2,072万4,000円の補正をさせていただきたいというものでございます。

この内容につきましては、水道台帳の整備ということを目的にしているものでございまして、その内容につきましては、令和元年に水道法の一部が改正をされました。その中におきまして、

水道台帳を整備することということが一文加えられたものでございます。

この水道台帳でございますけれども、吉賀町におきましては、平成の初頭から整備を始めまして、現在、パソコンで管理ができる水道台帳というものを持っております。

しかしながら、地図データ等に管路を合わせて、それを閲覧できるというシステムがございますけれども、地図データのほうが非常に精度が悪いということで、もともとの基本になるものの地図のデータが森林基本図を利用しております。その関係で、どうしても精度上がよくない、古い形のままで地図を使用しているということで、この冬に凍結等ございまして、町職員にお願いをしまして、町内の漏水調査させていただきました。その場におきましても、地図が見にくいと、そういった意見もあつたりいたします。

かねてから、これは何とかしたいと考えておりましたけれども、実は道路台帳が、今年度が、令和2年度におきまして、デジタル化の事業を行っているところでございます。この道路台帳を利用して、水道台帳の今の管路をここに入れていくということにしますと、非常に精度が高いわけございまして、また道路台帳整備追加、編集していくところで、また新たにどんどん地図が更新されていくという利便性もございますので、ぜひこの地図を利用して、水道の台帳の基本図としたいということを考えているところでございます。

それから、まず、1点がそれが大きなところでございますけれども、先ほど、水道法の一部改正ということがございましたが、現在あります吉賀町の水道の台帳が、この水道法によります、水道台帳整備における条件を満たしておりません。これにつきましては、それも併せて、水道台帳を整備をするということで、この機会にそういったものについて整備をしていきたいということでございます。

2,000万円というお金がかかってまいりますのは、道路台帳につきましては、道路を台帳として行いますので、民家等の情報が入ってまいります。これを水道台帳に利用できるように、まち部分の地図も入れていかなくてはいけないということがございまして、それにかかる費用、それから管路が非常に、今のアナログでございまして、精度の高い地図にあわせていきますと、マッピングできません。のつけていくことができない。詳細の部分がずれてくる部分がございますので、それをきちんとした形で、合わせて、そういった経費もかかってくるというものでございます。

そういったものということで、水道台帳整備をしたいというものでございます。

それから、収入のほう、上の段を見ていただきたい思います。他会計の補助金ということで、一般会計からの繰り入れということで賄ってまいりますけれども、これにつきましては、2月24日全員協議会の場におきまして説明させていただきました。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策対応といたしまして、地方創生臨時交付金、この

部分を原資として充てていきたいと考えておるものでございます。

以上、説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 地図データのことでお聞きをいたします。これまでのデータとしては、精度に無理があったというふうに理解をしております。

このたび、道路台帳のデジタル化に併せて、入れていくというものでありますけれども、道路台帳の地図データの更新というのは、どういう形でされていくか、説明願います。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

道路台帳の地図データにつきましては、3年に一度、更新を吉賀町としては決めております。例年例年更新していくべきものではございますけれども、大きく変わっていくところが、データ的にも見受けられないので、3年に一度更新をさせていただくということにしております。

それに併せまして、地図も更新していくということにしておりますけれども、大きく変わる場合につきましては、臨時的にも対応していきたいと考えています。基本的には3年に一度更新をしていくという考えでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） データの入力というのもなんですが、工事図面の精度と、それから今の地図データの精度についての差異というものは、現実的に想定されるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 工事データ自体がデジタル化をされておるようでしたら、対応できると思います。

しかしながら、地図データに座標等の要素を持っていなければ、現地での確認作業になろうかというふうに考えますが、それにつきましては、工事自体の精度によって大きく変わってこようと思っています。

それから、今のドローン等によって測量するという技術も出てまいりました。デジタル化でございますので、ドローンを上げて、簡単に言えば測量かければ、あっという間に、デジタルデータが出来上がってくるものでございまして、地図データ出来上がってまいります。部分的なものにつきましては、地上におけるそういった測量ができますので、そういった部分も活用しながら、今後はしていくことになろうかと考えておりますが、基本的には、工事の図面の精度によるお

考えたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そうしますと、そもそも最初の設計の図面そのものに座標をきちっと入れるという作業というのが、これから必要になると思うんですけども、自分とここで図面つくるときでも、業者さんをお願いするときも、今後の分については座標データを入れていくと、それに基づいて図面等の更新がされるということで、人的な労力を少なく合理化していけることにつながるということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えさせていただきます。

今現時点において、工事における座標のデータを盛り込んでいくということは求めないし、求めていく考えではありますけれども、今のところそういった考えはございません。

といいますのは、国土交通省あたりアイ・コンストラクションと申しまして、工事データにデジタル化を求めてきているという状況がございます。吉賀町としてもそういった部分が機会があれば、そういった部分にトライをしていきたいと思っておりますけど、まだまだ普及はしておりませんが、今後国土交通省としましても、それから地方自治体の工事といたしましても、そういったアイ・コンストラクションという流れは止めることはできないというふうに考えておまして、そういった流れの中においては、確かにあると考えますけれども、町の小さな工事の部分においてまで、なかなかそういった情報等を入れていくというのも、なかなか今のところは難しいかなという気がしております。

ただし、こういったものを工事の中として、取り組んでいきたいというところがあれば、我々としても一緒に頑張っていきたいというふうに考えておりますので、その辺御理解していただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第7、議案第5号令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておき、次に進みます。

日程第8. 議案第6号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第6号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議案第6号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第2号）

でございます。

令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,713万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年3月5日提出。吉賀町長岩本一巳。

めくっていただきまして、第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款5諸収入、項1貸付金元利収入675万円に204万8,000円追加し、879万8,000円でございます。これに伴いまして、歳入合計1,509万円に204万8,000円を追加し、1,713万8,000円でございます。

次の2ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費1,509万円に204万8,000円追加し、1,713万8,000円。歳出合計は、同額の1,509万円に204万8,000円を追加いたしまして、1,713万8,000円でございます。

6ページに進んでいただきまして、歳出でございますが、御覧のとおり、基金積立金等にかかるものでございまして、1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費675万1,000円に204万8,000円を追加し、879万9,000円でございます。節25積立金にありますように、興学資金基金積立金の204万8,000円でございます。

以上が歳出でございます。戻っていただきまして、歳入、5ページでございます。

5款諸収入、1項貸付金元利収入で、目1貸付金元利収入675万円に204万8,000円追加し、879万8,000円となるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第8、議案第6号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第2号）については、質疑を保留をしておきます。

日程第9. 議案第7号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第7号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第7号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。

令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億644万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年3月5日提出。吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。款3国庫支出金、項2国庫補助金1億3,503万9,000円に88万円追加いたしまして、1億3,591万9,000円。款7繰入金、項1他会計繰入金2億2,488万3,000円に198万円追加し、2億2,686万3,000円でございます。

歳入合計12億358万6,000円に286万円追加いたしまして、12億644万6,000円でございます。

2ページは歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費4,840万3,000円に286万円追加いたしまして、5,126万3,000円でございます。

これに伴う歳出合計でございますが、12億358万6,000円に286万円追加し12億644万6,000円でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第7号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出からです。予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

総務費、総務管理費の一般管理費でございます。こちらの負担金、補助及び交付金ということで、電算システム開発負担金の286万円でございます。こちらにつきましては、今、島根県内9つの保険者で使用しております、介護保険の電算の共同開発システム、こちらがございまして、介護保険制度、令和3年度より新制度によりスタートいたしますので、そのための法改正に対応するためのシステム改修費の9つの保険者ごと、それぞれ負担金がございまして、そちらのほうを、286万円予算化を計上させていただいておるものでございます。

続きまして、歳入でございます。5ページをお開きいただきたいと思います。

ただいまの負担金につきまして、国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金といたしまして、国から88万円補助金を計上しております。残りの部分につきましては、一般財源からの繰り入れということになりますので、他会計繰入金の一般会計繰入金といたしまして198万円を繰り入れさせていただくという内容となっておりますのでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、日程第9、議案第7号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についての質疑は保留をして、次に進みます。

日程第10、議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第8号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第8号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,404万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページは、第1表歳入歳出予算補正の歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費4,826万2,000円、補正額ゼロで、同額でございます。これに伴う歳出合計も同額でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします柿木地域振興室長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） それでは、議案第8号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細を説明させていただきます。

進んでいただきまして、3ページのほう御覧いただきたいと思います。

歳出でございます。これにつきましては、公課費でございます、消費税の中間納付額の変更によるものでございます。当初、中間納付額について400万円を超える納付額と試算しておりましたが、元年度分の消費税、国税部分の納付額について374万9,580円ということで、400万円を下回ったということでございまして、400万円を超えた場合は、中間納付額が4分の3になるんでございますが、400万を下回った場合は2分の1ということでございまして、そこで計算によりまして、100万円の減額が生じたというところでございます。

その100万円の減額につきまして、小水力発電事業の基金積立金に積み立てるという組替えの予算でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第10、議案第8号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第9号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第9号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）でございます。

令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,047万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,403万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は第5表地方債補正による。

令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

めくっていただきまして、第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税33億4,870万1,000円に2,614万6,000円を追加し、33億7,484万7,000円。

款12分担金及び負担金、項1分担金1,902万2,000円から637万5,000円を減額し、1,264万7,000円。

款14国庫支出金、項1国庫負担金4億1,448万9,000円から1,237万円を減額し、4億211万9,000円。2国庫補助金12億3,863万5,000円に1,135万2,000円を減額し、12億4,998万7,000円。

款15県支出金、項1県負担金2億1,569万2,000円から273万8,000円を減額いたしまして2億1,295万4,000円。2県補助金2億8,915万9,000円から31万4,000円を減額し2億8,884万5,000円。

款17寄附金、項1寄附金9,501万円に320万円を追加し9,821万円。

款18繰入金、項1基金繰入金5億8,631万1,000円から1億1,886万8,000円を減額し、4億6,744万3,000円。

款20諸収入、項5雑入2,652万5,000円に299万6,000円を追加し、2,952万1,000円。

款21町債、項1町債9億6,658万2,000円から1億1,350万4,000円を減額し、8億5,307万8,000円でございます。

これに伴う歳入合計83億8,450万9,000円から2億1,047万5,000円を減額いたしまして、81億7,403万4,000円となるものでございます。

2ページ、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費15億9,187万8,000円から1,114万9,000円を減額し、15億8,072万9,000円。

款3民生費、項1社会福祉費11億6,137万6,000円に1,752万9,000円を追加し、11億7,890万5,000円。2児童福祉費6億7,966万3,000円に259万9,000円追加し、6億8,226万2,000円。3生活保護費9,499万4,000円から659万9,000円を減額し、8,839万5,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費4億485万4,000円から1,138万1,000円を減額し、3億9,347万3,000円。2清掃費2億1,512万3,000円に467万4,000円追加し、2億1,979万7,000円。3水道事業費1億4,074万8,000円に2,072万4,000円を追加し、1億6,147万2,000円。

款5労働費、項1労働諸費2,655万3,000円から2,000万円減額し、655万

3,000円。

款6農林水産業費、項1農業費4億3,307万3,000円に584万5,000円を追加、4億3,891万8,000円。2林業費1億1,713万4,000円から1,948万8,000円を減額し、9,764万6,000円。

款7商工費、項1商工費3億5,428万1,000円から238万3,000円を減額し、3億5,189万8,000円。

款8土木費、項1土木管理費2億1,042万1,000円から625万4,000円を減額し、2億416万7,000円。5住宅費1億4,892万1,000円増減なしで同額でございます。

款9消防費、項1消防費5億6,648万2,000円から1億1,383万9,000円を減額し、4億5,264万3,000円。

款10教育費、項1教育総務費3億3,794万7,000円から6,916万7,000円を減額し、2億6,878万円。2小学校費9,912万9,000円から92万7,000円減額し、9,820万2,000円。3中学校費4,907万7,000円から117万2,000円を減額し、4,790万5,000円。4社会教育費1億4,372万5,000円から17万1,000円を減額し、1億4,355万4,000円。5保健体育費5,203万9,000円に68万4,000円追加いたしまして、5,272万3,000円。

これに伴います歳出合計であります。83億8,450万9,000円から2億1,047万5,000円を減額し、81億7,403万4,000円でございます。

4ページは、第3表の繰越明許費であります。款、項の予算費目は割愛をさせていただきまして、事業名と金額だけ読み上げたいと思います。

一般事務事業費264万円、番号法関連システム運営管理費634万3,000円、戸籍システム費149万6,000円、高齢者福祉施設整備事業費825万円、農業復旧対策事業費3,000万円、農業振興総務費1,198万7,000円、農村地域防災減災事業費1,384万2,000円、観光施設管理費1,650万円、観光施設整備事業費3,014万円、道路新設改良補助事業費6,785万6,000円、橋梁新設改良補助事業費6,637万5,000円、小学校施設管理費436万6,000円。小学校施設整備事業費836万円、中学校施設管理費254万4,000円でございます。

5ページは、第5表地方債補正でございます。

起債の目的、1過疎対策事業債2億5,270万円を2億4,330万円、2合併特例事業債1億5,670万円を1億7,090万円、3公営住宅建設事業債8,970万円を7,820万円、4緊急防災・減災事業債3億2,490万円を2億1,080万円、5減収補填債、これは限度額を設定しておりませんものを729万6,000円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございまして、補正前後で変更はございません。

6ページの事項別明細書以降につきましては、所管をいたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第9号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）について説明を申し上げます。

最初に予算書の4ページをお開きいただければと思います。

第3表として、繰越明許費を記載をしているところがございます。併せまして、参考資料、こちらのほうも御覧くださいませ。

参考資料の1ページ、2ページ、3ページ、ここにこの繰越明許費の中で示しております事業、それから事業費、繰越額、さらにその事業概要ということも、記載をしておりますので御確認、お読み取りをいただければと思います。

それでは、予算書、進んでいただきまして、最後のほうですが、27ページをお開きください。

27ページ、給与費明細書でございます。27ページの上段でございますが、1. 特別職の表、これの下のところの比較の欄を見ていただきますと、180万円の減額、報酬でございますが、あるかと思えます。内容につきましては、後ほど、歳出のところに出てまいります、農業委員会委員の報酬というところを見ていただければと思います。

それから、同じ27ページの下ですけれども、一般職の総括表、こちらのほう見ていただきまして、比較の欄を見ていただきます。まず、職員数で（△5）というところがあるかと思えます。中身につきましては、地域おこし協力隊の3名、それから教育委員会の特別教育の支援員が1名、それから企画課が所管してます、よしか暮らし相談員の1名、合計5名をここにカウントしているところがございます。

それから、右側に報酬の欄と、それから職員手当の欄、共済費の欄、それぞれ減額をしておりますが、これは多岐にわたっておるといいますか、後ほど歳出の説明をしてまいります、会計年度任用職員さんの雇用状況であったり、実際の事業執行の見込みから数字を計上しておるといところで、見ていただければと思います。

それでは、歳出から説明させていただきます。予算書は戻っていただきまして、13ページです。

総務費、総務管理費、1一般管理費でございます。まず、002一般事務事業費224万円の計上でございます。その中に業務運営関係委託料264万円の予算計上があるかと思えます。これについては、資料の1ページの一番上のところに、記載をしておりますとおり、行政手続にお

ける書面規制、押印、対面規制の見直し支援業務の内容が、このことだということで見えていただければと思います。

すなわち、これは、コロナの臨時交付金を充当するという考えでございまして、さらには繰越事業ということで考えていると、こういうふうに見ていただければと思います。

それから、下がっていただきまして、次に、5財産管理費です。008基金積立金、ふるさと応援基金積立金320万円の予算計上です。これにつきましては、当初500万円の予算計上がしてございましたが、本年度の状況から増額をさせていただくというものでございます。

それから、その下、12まちづくり対策費、003エネルギー対策事業費、さらにまた下がって、13定住推進費、002定住推進費、さらにまた次のページに行ってくださいまして、14生活安全対策費、003地域公共交通費対策費、それぞれ事業の実績見込みから減額をさせていただくというところで、お読み取りをいただければと思います。

予算書は14ページに入っております、民生費、社会福祉費、2高齢者福祉費、002高齢者福祉総務費、老人ホーム入所措置費として240万円の減額です。入所措置者の減少によるものというものでございます。

それから、その下です。3高齢者福祉施設費、まず002老人福祉センター管理費268万6,000円の予算計上でございまして、施設ははとの湯荘でございます。まず、修繕料として72万3,000円。中身を申し上げますと、温泉ポンプ、それからベランダの防水、さらに厨房排水管の修繕工事が必要となったことから、予算計上しております。

それから、その下の指定管理料であります。196万3,000円。これは新型コロナウイルス感染症の影響額というところで、見ていただければと思いますが、昨年10月から本年の3月までというこの期間での影響額でございます。

それからその下の006高齢者福祉施設整備事業費、これも同じくはとの湯荘でございます。内容につきましては、参考資料の1ページを御覧いただきまして、中ほどになりますけれども、高齢者福祉施設整備事業費ということで、825万円の予算計上の記載がある欄があると思います。内容的には、そこに書き込んだとおりでございまして、はとの湯荘の空調、それから、換気システム、そうしたものの設備更新をするという内容でございます。コロナウイルスの臨時交付金を活用するというところでございます。

それから、予算書に戻っていただきまして、その次です。003特別養護老人ホーム管理費100万円の予算計上がしてあるかと思えます。施設はとびのこ苑です。内容を申し上げますと、いわゆる施設内の共有スペースというところがございます。その空調設備の工事を行おうとするものでございまして、設計委託料を計上しておるというところでございます。

このたび設計料を予算計上させていただきまして、実際の工事費については、後ほど上程いた

します3年度の当初予算のほうで、予算計上しているということでございます。

こうした予算計上のタイミングとなったいきさつですけれども、何とか夏までにその設備の更新、改修を終わらせたいということでありまして、まず設計を先にとということになろうかと思えます。そういった考え方で予算計上しているというところで、見ていただければと思います。

それから、予算書14ページの一番下です。4障がい者福祉施設費、005自立支援給付事業費、それから次のページに、これはまたがっておりますけれども、それぞれ利用件数の増加に伴うものというところで、見ていただければと思います。

予算書は15ページに進みます。中ほどから、民生費、児童福祉費、1児童福祉総務費、005児童手当支給費、それから、さらにその下に行ってくださいまして、2保育所費、002保育所総務費、007子ども・子育て支援事業費、またさらに次のページに行ってくださいますと、4母子父子福祉費、004ひとり親世帯臨時特別給付金事業費でございますが、それぞれ事業の実績見込みから同額、あるいは減額をさせていただいておりますというところでございます。

予算書は16ページに進んでおりまして、ちょうど中ほどで、民生費、生活保護費、1生活保護総務費、002生活保護総務費、これも減額という形でありますけれども、実績から減額させていただくものでございます。保護世帯、あるいは人数、そうしたものの減少、それから介護施設の入所者数の減少、そうしたことが影響しているということでございます。

それから、下がっていただきまして、衛生費、保健衛生費、1保健衛生総務費、005地域医療対策費128万6,000円の減額でございます。これについては実績による減額ということなんです。

それから、16ページの一番下ですけれども、2母子衛生費、次のページにまいりまして、005妊婦健診事業費です。80万円減額、これも実績見込みによるものでございます。

それから、3予防費、008公共的空間安全・安心確保事業費、庁用器具費として809万5,000円の減額でございます。内容といたしましては、これは臨時交付金を活用させていただきまして、公共施設の水栓の自動化を進めてまいりました。その実績見込みから減額をさせていただくというものでございます。

それから、中ほどです。衛生費、清掃費、2ごみ処理費、003可燃物処理事業費です。これについても、実績額の見込みが立ってまいりましたので、それに合わせる形で予算計上をしておりますということなんです。

それから、その下です。衛生費、水道事業費、1水道事業費として、繰出金ですけれども、2,072万4,000円の予算計上してございます。先ほど水道事業会計で説明をした内容、すなわち水道管路の管理システムの説明をいたしました。その部分に当たるところというところ

で見ていただければと思います。

次のページに進みます。18ページ、農林水産業費、農業費、1農業委員会費です。002農業委員会総務費として、農業委員の報酬180万円の減額、これは先ほど給与費明細書で御説明をさせていただいたところになります。これも事業実績の見込みから減額をさせていただくということでございます。

それから、次の2農業総務費、010農業復旧対策事業費3,000万円の予算計上があるかと思えます。農業復旧対策事業費補助金ということで記載をしておりますけれども、本年1月に発生いたしました大雪による、主には、パイプハウスの被害、これの復旧に係る支援事業ということで見ていただければと思います。歳入のところに出てまいります、この2分の1部分が県の補助金として、歳入があるという予算計上があります。

それから、その下です。3農業振興費、002農業振興総務費でございます。合計としては1,514万3,000円の減額でございますが、その中の、下がっていただきまして、農林水産業収益向上緊急支援事業補助金1,198万7,000円の減額で、その下です。その下のほうに行っていただきまして、農業収益向上環境整備対策事業費補助金、これが1,198万7,000円ということで、予算の組替えをさせていただくというものでありますけれども、内容ですが、資料の1ページを見ていただきますと、1ページの一番下です。ここに内容を記載をしておるところでありますけれども、トマトの選果場施設に関連するものというところで、内容はそのようになっておるところで、見ていただければと思います。

それから、その下の006日本型直接支払交付金事業費、ページ進んでいただきまして、007新規就農者育成確保事業費、008ブランド化推進事業費、これらにつきましては、事業実績の見込みから減額等させていただいているというところでございます。

予算書19ページの中ほどですけれども、6農地費です。006土地改良補助整備事業費です。最初に出てまいります、農業競争力強化基盤整備事業負担金、これにつきましては、真田地区の圃場整備事業に係るもの、というところでございます。

それから、その下の農地中間管理機構関連農地整備事業負担金、これについては、吉原・坂折地区での整備事業、これに関連するものというところで、見ていただければと思います。

それから、その下です。農林水産業費、林業費、2林業振興費でございます。002林業振興総務費です。総額として1,697万円の減額でございます。主たる内容について申し上げます。いわゆる、森林環境譲与税を活用した部分というところなんですけど、特に、地域おこし協力隊制度を活用するということがあったかと思えます。

そうしたことについては、現在内定はしているんですけれども、本年4月からのスタートということで、今進めておりますので、本年度分については、いわゆる不用という形になってまいり

ました。

それに関係して減額等をさせていただいているというところで、見ていただければと思います。

それでは、次のページです。20ページの下です。3林業振興施設費です。003林業振興施設管理費でございます。これにつきましては、施設としましては菌床シイタケ関連施設の管理経費が主なものということでございまして、機械器具費で196万1,000円の減額があるかと思えます。これは事業的には、全額を減額するという内容でございますが、中身について申し上げますと、菌床シイタケの関連施設で用いる選果場のラインシステムということで予算を計上させていただいておった部分ですが、それについては減額をするという、こういった内容というところでございます。

次に進みます。21ページに入らせていただきまして、商工費、商工費、1商工振興費、002商工振興総務費です。合計で1,418万3,000円の減額でございますが、それぞれ事業実績の見込みから減額をしているというところでございます。

それから、その下です。2観光費、003観光施設管理費、設計委託料として990万円の減額がしてございます。内容につきましては、むいかいち温泉ゆ・ら・らの省エネ化性能検証基本設計委託料の減額ということでございます。

それから、その下です。004観光施設整備事業費2,530万円の予算計上で、内訳としては、その下の設計監理委託料と建設工事費ということでございます。中身について申し上げますと、むいかいち温泉ゆ・ら・らにおける、露天風呂の屋根の新設等というのが主な内容ということになってまいります。

これにつきましては、参考資料の2ページです。参考資料の2ページのところに、その内容について示して、記載をさせていただいておるというところでございます。2ページのちょうど中ほどです。観光施設整備事業費というところ。ゆ・ら・ら露天風呂等施設改修というところ、コロナの臨時交付金を活用させていただくという、こういう計画でございます。

それでは、予算書に戻っていただきまして、3都市農村交流費、002都市交流推進事業費でございます。それぞれ事業実績から減額をさせていただいておるというところで、お読み取りをいただければと思います。

この中で業務運営関係委託料60万円というのがありますけれども、これは内容といたしましては、首都圏の大学生との交流事業というものを行っておりますけれども、これについて減額をする、事実上中止というような格好になっておりますので、その部分について減額をしたという内容でございます。

予算書21ページの一番下です。土木費、土木管理費の2土地対策費、次のページに行かせていただきまして、002地籍調査事業費です。測量委託料として595万4,000円の減額があ

るかと思えます。これについては補助金の金額確定による減額というところがございます。

それから、次にまいります。消防費に移ります。消防費、2非常備消防費、003消防団等活動事業費、報償金として317万5,000円の予算計上してございます。これにつきましては、団員の退職報償金ということでありまして、これまでのところで、退団される団員がおられますので、それに対応する予算計上ということがございます。

それから、その下の3消防施設費、002消防施設管理費です。改修工事費として42万9,000円の予算減額ということになっています。中身につきましては、柿木分遣所のトイレの改修でありまして、これについては、分遣所さんとの調整がうまくいきませんで、今年度の事業執行ができなくなったということございまして、ここで一旦減額させていただいて、同額を3年度の当初予算のほうに計上させていただいたと、こういう状況でございます。

それから、その下の4防災費、004防災設備等整備事業費です。監理委託料、建設工事費、それぞれ減額をして、合計として1億1,418万5,000円の減額であります。内容といたしましては、防災行政無線の設備の整備工事を進めておりますけれども、その部分における減額ということでございます。

その下です。002防災総務費です。23ページの上までのところですが、今年度の申請状況、事業実績、そうしたことから、それぞれ減額をさせていただいているというものでございます。

それでは、予算書23ページに入りまして、教育費、教育総務費、2事務局費です。004事務局施設整備事業費であります。総額として5,627万8,000円の減額があるかと思えます。内容につきましては、GIGAスクール構想の関連ということで、児童生徒1人1台端末という、この内容の事業でございますが、それぞれ事業の進行状況等に合わせる形で、予算のほう、結果的にそれぞれ減額をすると、こういう内容でございます。

それでは、次のページに移ります。予算書24ページの中段から下になります。教育費、小学校費、1小学校管理費でございます。004小学校施設管理費です。ここで消耗品費として85万円、それから庁用器具費として△141万6,000円の予算計上があるかと思えます。

ここと同時に見ていただきたいのが、資料3ページの一番上の表になります。予算書とこの参考資料で、数字が違いますので、少し説明をさせていただきたいと思えます。

予算書の数字なんですけれども、要素としては2つの要素がございまして、学校における自動水栓化工事を進めてまいりました。その入札減、それから参考資料の3ページの一番上にあります、新型コロナウイルス感染症関連の事業ですけれども、ここでの事業、これを合わせる形で予算計上をしておるということになっております。

予算書を見ていただきますと、庁用器具費として141万6,000円の減額となっております。

と思います。これについては、自動水栓の設置事業、これが結果として493万1,000円の減額ということになりました。

これに対して、今回補正予算として計上する備品購入費の部分ですけれど、351万6,000円を計上しておるということで、ここで差し引きいたしますので、結果として、予算書上は141万6,000円の減額となると、こういうことになってまいります。というふうに、お読み取りをいただければと思います。

それでは、次の予算書25ページでございます。

教育費、中学校費、1中学校管理費です。004中学校施設管理費で、これも先ほど、小学校施設管理費のところの説明をしたのと同じ形になっておるわけですけれども、消耗品費として60万円、それから庁用器具費として、予算書では6万2,000円の減額があるかと思えます。

これも先ほど説明したとおり、2つの要素が入ってまして、自動水栓の購入部分の減額、それからこれは参考資料3ページの下のところですが、中学校施設管理費として、備品購入費194万4,000円の予算計上があるかと思えます。これと差し引きする形で、結果として6万2,000円の減額ということになります。

自動水栓が200万6,290円の減額となります。これと、今回、備品購入費として194万4,000円のコロナの関連の感染症対策用品として予算計上する関係で、予算書上は6万2,000円の減額と、こういうふうになってくるというところで、見ていただければと思います。

それでは、予算書25ページの中段から下に入っております。

教育費、社会教育費、1社会教育総務費です。006成人式費、新成人支援事業費補助金50万円の予算計上があるかと思えます。中身につきましては、本年1月の成人式につきましては、延期をするということになりました。そうしたところで実際に準備等新成人の方がやられておるであろうというところから、その方々に対するその準備経費を幾らかでも補助をすると、こういう内容がこの部分でございます。

それでは、次のページに移ります。予算書26ページの中段のところは、教育費、保健体育費、1保健体育総務費です。003保健体育施設費、建設工事費68万4,000円の予算計上、内容につきましては、スポーツ公園に手洗い場を、これ屋外ということになりますけれども、手洗い場を設置をするというものでございます。そういう内容のものというところで見ただければと思います。

それでは、また戻っていただきまして、今度歳入でございます。

予算書の8ページです。まず、地方交付税でございます。普通交付税3,292万5,000円の予算計上。これにつきましては、交付税の額の決定ということがございまして、それに合わせ

る形での予算計上であります。

それから、その下の特別交付税です。これは677万9,000円の減額でございます。これについては、先ほど説明をいたしましたけれども、地域おこし協力隊、産業課が所管する部分ですけれども、地域おこし協力隊が結果として、本年度の雇用には至らなかったという部分がございますので、その部分を反映させているというところが主なものであります。

それから、その下です。分担金及び負担金、分担金、5農林水産業費分担金です。農業競争力強化基盤整備事業分担金ということで、637万5,000円の減額があります。これについては、真田地区の圃場整備事業に係るものというところでございます。

それから、その下、国庫支出金、国庫負担金、1民生費国庫負担金です。ここに記載をしておりますのは、それぞれ歳出のところでも幾らか説明をいたしましたが、事業の実績に合わせる形で、数字を調整させていただいておるというものでございます。

歳出で申し上げますと、障がい者福祉費、児童福祉総務費、保育所費、生活保護総務費、そうしたところがここに対応してくるというところでございます。

次のページに行ってくださいまして、9ページに入ります。国庫支出金、国庫補助金、1総務費国庫補助金、地方創生推進交付金30万円の減額でございます。内容につきましては、先ほど、説明をいたしましたが、首都圏の大学生との交流事業、これについては、創生推進交付金を充当しておったところですが、これについて歳出のところでも減額をさせていただいておりますので、それに合わせる形で、歳入も減額をするというものでございます。

その下の部分については、それぞれ事業の進捗状況に合わせる形で予算を調整しているというところでございます。

そのうち、9の教育費国庫補助金があるかと思えます。学校保健特別対策事業費補助金320万円の予算計上があるかと思えます。これについては、国の3次補正で予算化をされたものでございます。小学校、中学校での感染症対策用品の購入経費ということで、先ほど歳出のところでも、小学校施設管理費と中学校施設管理費で、幾らか説明をさせていただきましたけれども、あそこに対応する部分でございます。

予算書9ページの下、県支出金、県負担金、1民生費県負担金です。これについては、事業の実績見込み等から予算計上をしているというところでございます。

それから次の10ページに進みまして、県支出金、県負担金、4土木費県負担金、地籍調査事業費負担金です。これは歳出のところでも説明をいたしましたが、いわゆる金額の確定というところでの減額でございます。

それから、その次です。県支出金、県補助金、1総務費県補助金、それから次の2民生費県補助金、これらについては、事業の実績見込みから増額、あるいは減額をさせていただいておると

いうところでございます。

それから次の5農林水産業費県補助金でございます。幾らかここにメニューを記載しておるところでありますけれども、上から2つ目であります。農業復旧対策事業補助金ということで、1,500万円予算計上があるかと思えます。歳出のところ、説明申し上げました、農業総務費の部分です。大雪被害の復旧支援事業に当たる部分というところで、見ていただければと思います。

その他の部分については、事業の実績見込みから調整させていただいているところです。

それから次のページに行ってくださいまして、11ページです。県支出金、県補助金、6の商工費県補助金、それから7の土木費県補助金、これらについては、事業の実績見込みから予算を計上させていただいております。

中ほど、寄附金、寄附金、1寄附金、指定寄附金320万円の予算計上、これらについては、歳出のところ、申し上げた、ふるさと納税の寄附金額の増額した部分に合わせる形での予算計上でございます。

それから、11ページの下ですけれども、繰入金、基金繰入金です。1の財政調整基金繰入金から一番下の9森林環境譲与税基金繰入金、それぞれ予算計上させていただいておりますけれども、いわゆる財源調整というところで予算計上させていただきました。

それから、今度、次のページです。12ページです。諸収入、雑入です。12消防費雑入です。消防団員退職報償金317万5,000円の予算計上。これ歳出のところ、消防団の退団される団員に係るものというところに当たるというところで、お読み取りいただければと思います。

それから、その下の15の雑入です。21万4,000円の減額がしてあります。これについては、事業調整のほう、うまくいかない部分がございます、来年度にさせていただく予定にしております柿木分遣所のトイレの改修でありまして、その部分での広域からの負担金というところ、これも減額をさせていただくと、こういう内容です。

それから、その下です。町債、町債、1過疎債から18減収補填債まででございます。今回の補正に合わせる形で予算調整をいたしましたものでございます。

ちょっと主立ったところだけ申し上げておきます。1番の過疎債、農林漁業経営近代化のための施設というところがあるかと思えます。内容的には、真田地区における圃場整備に係るもの、それからその下の3合併特例事業債での産業施設というところですが、吉原・坂折での圃場整備事業に係るものです。それから、公営住宅建設事業については、本年度行っております公営住宅の解体、あるいは建設、そうしたものに当たる部分でございます。

それからその下の防災設備等整備事業については、防災行政無線の整備事業に係るものでございます。

それからその下の減収補填債でございます。これにつきましては、いわゆる消費税でありまして、地方消費税等の減収を補填する地方債というものでございまして、その部分についての予算計上ということで、お読み取りをいただければと思います。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりましたが、質疑については、午後の会議で行います。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を再開します。

議案第9号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）の提案理由の説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 予算書14ページですが、高齢者福祉施設費の、保健福祉課で、003特別養護老人ホーム管理費として、空調システムの設計委託料として100万円計上とありますが、空調システムについては、工事と併せてプロポーザルで一つの業務としてやれば、僅かでも経費が節減できるのではないかと考えております。

今回、工事は次年度の予算でやると聞きましたが、空調システムとかいろんなシステムの改修を、役場としては、まず設計委託して、それから改修工事を出すというスタイルを取っておられますが、それらについて全てにわたりプロポーザルでやれば、経費も節減できると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

今回、設計委託料を出ささせていただいた関係につきましては、指定管理施設であります特別養護老人ホームとびのこ苑の平成16年に増床いたしました20床分のところでございます。供用開始から十六、七年が経過している中で、共用部分でありますところの空調機器の調子が非常に悪くなりまして、現在、暖房のほうもなかなか機能していない状況でございます。

今後、夏に向けたというところで、どうしても熱中症予防対応等々の必要があるということから、今回、設計について計上させていただき、当初で、別事業費ということで計上させていただくといったところでございます。

議員おっしゃられるように、プロポーザル方式等々で対応すれば、経費的な節減が図られるというところ、御指摘はごもっともであろうというふうに思っておりますが、今回の部分に

つきましては、何分夏の最盛期までに完成をさせなくてはならないというような状況がありまして、このような対応をさせていただいたところございまして、以後のところにつきましては、議員御指摘の部分等々を踏まえた形で検討をしまいたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の質問への答弁で、これからプロポーザルなりをにかけていった場合に、工期の短縮も含めて、可能性ということについては、予算で上がっておらんので、その財源等のものもあるとは思いますが、そこら辺のことについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 確かに一括で提案を、プロポーザルという方式を用いて実施をしてみれば、工期的な短縮といったところは可能であろうかなというふうには思っております。

大規模な工事になりますと、そういったところに対応させていただきたいと思いますが、何分今回の部分につきましては、こういった方式を取らせていただくというところで、仮にプロポーザル方式を導入した場合ですと、夏までのところの部分で非常に厳しい部分があるというようなところ、仕様についても今から整備していく上で、難しい部分があるということで、こういった形で対応させていただいたということでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 20ページの林業振興施設費で、003の機械器具費の減額、196万1,000円ですけども、もう一度理由、それから、そもそもやる必要がなかったのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

この機械器具費の減額196万1,000円のことです。これにつきましては、シイタケの選果場、そのシステムの更新を行うということで、当初予算に計上しておったものですが、御説明しておるとおり、エポックさんの菌床関係、このほうを撤退したということで、そちらのシステム自体の更新はする必要がなくなったということで、全額を落とすというものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 菌床は作らなくなったけど、シイタケは作っている。じゃあ、選別等は今後どういうふうなことでされる予定なのか聞きます。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

そのシイタケの選別をするところのライン、これにつきましては残しておきます。ただ、もうエポックさんのほうで実際やられるということは、請け負ってやられるということはないので、もし使われるとなれば、あそこに生産者組合さんがおられますが、そちらの方が使いたいということがあれば、使ってもいいですよという話をしておるところですが、実際に使われるかどうか、そこについてはまだはっきりは組合さんのほうから聞いていないのが状況でございます。

ただ、このシステムを更新しなくても、選果自体はできますので、そのものは大丈夫です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 19ページの6款農林水産業の2項林業費で、林業振興費の002林業振興総務費を1,697万円減額ということになっておりますが、これは、地域おこし協力隊員3人を雇う予定が今年度はできなかつたと、新年度からするんだという、何か先ほど説明聞きましたが、これに応募する人はおられたのかどうなのかお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

当初、募集をかけて、10月からこの事業に取り組みたいというふうに考えておりました。それで、募集のほうを出しまして、何件かございまして、実際、応募が。ただ、コロナの状況下の中で、1回応募しても、やっぱり仕事が見つかったんでやめますとか、そういうことがもう再度ありました。

そういう中で、最終的なその時点で、2人の方が10月時点であったと思いますが、ただ、3人そろって始めたほうが、効率的といいますか、いいので、翌年度に延ばして4月からスタートしようということで、1月でしたか、実際公募を締め切って、面接等もさせていただきました。

その中で、4人おられました。その中の3人を一応内定ということで、内定を出しておりますんで、この予算を可決いただきましたら、4月から3人ほど協力隊として雇用したいということになっております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 14ページの高齢者福祉費というのがあるんですけど、240万円の減ですけど、これは入所者が減ったためと説明があったんですけど、これ、すぐに入居者というのは減ったら入れるのではなくて、その辺がちょっと分からんのですが、どこの老人ホームかというのと。

あと、18ページの農業委員会の報酬、これも180万円、これは、農業委員が辞めたんじゃない、これは、ちょっともう一回説明をお願いしたいんですけど、その2点。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 14ページの老人ホーム入所措置費の240万円の減少のことについての御質問だということで思いますので、お答えさせていただきます。

養護老人ホームの入所される方につきましては、町内ですと银杏寮がございまして、こちらについては60床のうちの36床分について、吉賀町の割当てがございまして、こちらにはもう満床の状況となっております。

それ以外、町外、とりわけ県外の岩国市ですとか、あるいは山口市のほうにも養護老人ホームがございまして、そちらに、県外の施設のほうに入所されておられた方が退所されたということで、待機者の方は実際おられるんですけども、吉賀町から離れての入所を希望される方というのがなかなか少ないというような状況から、そういったところから施設入所の方が、次の、後に入られる方がおられなかったというようなところで、実績等々を見込ませていただきまして、これぐらいの不用額が出るだろうということで、減額をさせていただいた次第でございます。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それじゃあ、18ページの農業委員会のほうのお答えをさせていただきます。

これは報酬なんですけど、農業委員さんの報酬というのは、通常年額の報酬、決まった報酬と、最適化の交付金、こちらが全額当たる、いわゆる実績報酬というものがございまして。その実績報酬というのは、その委員さんの活動実績なり担い手への集積、あとは耕作放棄地の解消、その達成度合いによって交付金が入って、それが報酬として支払われるというのですが、その達成状況が、算定方法がありますが、その基準に達しなかったということで、この180万円を減額するというものです。ですから、1人誰か欠員になったとか、そういうもんじゃあございません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 18ページの中段で、農業総務費、010の農業復旧対策事業費です。大雪のパイプハウスの復旧工事ということで、このちょっと内訳を確認したいんですが、内訳と、何棟壊れたかと。それと、これに対する支払い条件、県が1,500万円、一般財源で1,500万円と出ていますけど、ここは分かるんですけど、どういった状況のときにこういった支払いが可能だと、そういったところ、大まかなところでいいですけど、伺います。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、お答えをいたします。

まず、被害状況です。これは、1回報告もさせてもらっておると思いますが、全体で45棟の被害があったようにうちのほうは把握しております。面積でいきますと、7,476平米です。そのうち復旧をするかどうかということをご本人さんに確認をして、実際、補助対象になるという

ものが24棟、面積でいきますと、4,799平米というふうに今算定をしております。

それで、先ほど3,000万円と、この予算のほう書いてありますが、これ、標準経費等を用いておおよその事業費を出しておるわけですが、この3,000万円、その事業費から共済等、または共済に入っていない方は、共済相当額を差し引いた額の3分の2を補助するというものです。そのうち3分の1、半分につきましては県から補助が入ることになります。

対象になるものですが、基本的にビニールハウス、これは、被覆資材は対象になりませんが、ビニールハウスの骨部分、それはもちろんなりますし、施設の撤去費、これいろいろちょっと細かい部分があるんですが、それも対象になります。

補助対象者というのも、これ、要綱等に決まっております、認定農業者から始まって、集落営農組織とか、大抵の方が補助対象になるようになっております。

県の補助対象から漏れる場合には、これは、吉賀町独自に町長が定めたものという要綱をつくっておりますので、その方には3分の1の補助を出すという具合に制度を定めております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今のパイプハウス等の件ですけども、年度内に撤去とか、それから改修が見込まれるものというのはどの程度あるか分かりますか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

このいわゆる復旧事業ですが、これについては通常のは補助ですと、補助決定が降りないと、交付決定が降りないと着手できないわけですが、この復旧事業につきましては、事前着工が可能です。ただ、届けが必要になってくるんですが、それと写真等、これを十分撮っておいていただくということが必要です。

実際、今、調査しておる段階で、この3月末までに、もう撤去はされておる方おられますが、完成するということはお聞きしておりません。というのが、今、資材のほうがなかなか調達しにくいという状況があるのも現状でございます、その関係で一応この事業費につきましては、全額の繰越しということで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 21ページの観光費なんですけど、ゆ・ら・らの露天風呂の屋根をつけるということなんですけど、これは、ゆ・ら・らのほうから要望があったんですか。露天風呂というのは、屋根がないほうがええんかなと僕は思うとるんじゃが、そこら辺も含めてちょっと説明を。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） ゆ・ら・らの露天風呂の屋根について説明させていただきます。現在、ゆ・ら・らには、露天風呂に屋根は全くございません。いろいろ私も聞きながら、勉強しながらの話でございますが、当時はやはり屋根がないほうが良いという判断で建てられたんだと思います。しかしながら、もう建てて20年近くたって、やっぱり天候とか、例えば日差しとか、随分環境が変わってきたのも事実でございます。近年、このところやはり露天風呂でゆっくりしたいけど、お昼とか屋根がないので日差しがきついとか、雨が降ったときにもう入れないとかいう問題が生じてきたのも事実でございます。

そういった中で、また新型コロナウイルス感染症対策ということもありまして、3密を避けるということも必要になってまいりました。現在の浴室の中では、なかなか避けがたいことなので、やはり周遊の場を広くして、露天風呂でもゆっくりしていただくということが、やはり今後感染症対策や施設の魅力化といえますか、利用率向上、また、島根県のほうも「美肌県」ということで、全面的に温泉施設をPRしているということもありまして、今回、事業化したものでございます。

指定管理者のほうからも、やはりいろいろな提案を頂いておりまして、そういった中で有効であろうということで、今回、予算化させていただきました。

なお、事業のところにも書いておりますが、この経費につきましては、3月補正の予算化でございますので、繰り越して、可能であれば休館を予定しておりますので、その間に合わせてやれば非常に効率的にできるかなと、今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） これは、屋根だけをつけるということですか。周りは囲まないということですかいね、その辺もちょっと。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現段階では、屋根ということを考えております。女性の露天風呂に関しましては、元年度事業でフェンス等を設置しております。男性のほうにつきましては、ちょっと地形上小高くなっているんで、なかなかちょっと施工が難しいところがありますが、今後考慮したいとは思っております。

屋根だけつけるんですが、今後、図面を描きながら、建築基準法の関係も出てまいりますので、そこをちょっと、今から詳細設計をしながらどこまでの工事になるのか、例えば何メートル離すのかとかいうのは、決めていきたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今のゆ・ら・らの露天風呂の屋根の関係ですけども、現状のネ

ット等でゆ・ら・らの宣伝している分では、満点の星空を見上げることができるとかいうようなことで言われているわけですが、先ほど説明があったように、やっぱりお客さんの嗜好等の変化というのを読み取れるということで、屋根をつけようということですが、そのときに、どういふんで今の嗜好等が変わってきたというような、その情報のキャッチなんかは、どんなふうな形でされていたかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） これまで指定管理者のほうと話をしてまいりまして、何ていいですか、いろんな御提案を頂いた中で、私も最近になって、近隣施設とかいろいろ勉強させてもらいまして、やはり露天風呂については、最近では屋根があるのが普通なのかなという感じを、周りを見た感じではしております。

おとしだったと思いますが、グラウンドゴルフツアーとかで結構昼間に来られるお客さんがいらっしやいまして、事のきっかけは、炎天下の中で足をちょっと、やけどとは言いませんが、歩けなくなって、風呂で、負傷とは言いませんが、ちょっと帰りに症状が出たというのがきっかけでございまして、またいろいろそういうところにおいても、やはり日差しを遮るものは、やっぱり必要であろうなというところがございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） すいません、14ページの002で、老人福祉センターの管理費ということで、指定管理料、10月から3月までの影響額ということで、196万3,000円が計上されておりますが、関連ではあります、ゆ・ら・らも1月から2月までということがまた1か月延びて、今月いっぱいレストランが休業ということになるとるんですが、この分の影響額についてということはないんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 影響額というのは、あると認識しております。ゆ・ら・らにおきましては、5月、1か月休館しまして、その間とかも国の助成金を活用していただいております、町で算定した額より国の助成金が入った分は、影響額が少なくなっております。その分を勘案しております、これまでの補正の予算で、3月分まで対応できるかなというところで今感じております。9月までの算定の分において、影響額を算定しましたが、国の助成金とかの活用により、そこまで影響額がなかったというところがございます。

もちろん、指定管理者のほうがいろいろ、経費の削減に努めていただいたというところは、非常に大きいところはもちろんございます。

1月から3月の影響額につきましては、今時点でちょっと算定が困難でございます。それが、

決算の都合とか、国の助成金とかがいつ入るかというところがございますので、そのために、予算は計上しておりませんが、繰越しとして1,650万円を計上させていただきます。この1月から3月の影響額につきましては、これで調整していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 17ページの衛生費、総務課の公共的空間安全・安心確保事業で、809万5,000円の減額ということですが、ちょっと確認のためにお聞きしますが、一応コロナ対策地方交付金の対象となって、2,500万円の当初予算じゃなかったかと思うんですが、これは、自動水栓の確定というか、実績により、全て公共的施設の分は終わったということですね。

それで、この以降、自動水栓のカランといいますか、それを取り替えるような工事で、入札減もあったかも分かりませんが、一応3万6,000円の1個の六百何ぼとかあったと思うんですが、数字が。片や、同じく小学校の自動水栓化の、これもやはり減額じゃありませんが、ちょっと金額が、この自動水栓の1個の値段が2万6,000何がしであったわけです。こうした自動水栓の器具にもよっては、それはもちろん値段も違うわけでしょうが、やはり1万円近い相違があるわけですね。そういった庁用器具の入札、仕入れの入札とかいうのは、どういう経緯であったかというのが、分かれば教えてください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 総務課で所管し、事業を進めました部分について、まず申し上げたいと思います。

以前にも説明申し上げましたけれども、総務課の所管施設が5施設、企画課の所管が4、税務住民課が2、保健福祉課が15、教育委員会所管が14、これらを総務課のほうで担当させていただいて、これまで進めてきました。

実際にこの発注というか、入札の方法なんですけれども、これらを大きくはエリアごとに4つに分けて、入札を執行させていただいたという、こういうことが最初でございます。

それから、自動水栓自体は3万幾らという単価が、示したところなんですけれども、特に総務課が所管しました部分におきましては、2つの理由でかかる経費が、変動が起っています。

1つについては、つけようとした場所が、ただ単に3万幾ら、これはあくまでもメーカーの価格ですけど、これを持って行って既設と取り替えれば済むというようなものではないという部分で、相当量出たというふうに報告を受けております。

それをつけるがために、ほかの附属部品を替えなければならないというような、そういうこと

がありまして、金額の変動が起こっているということ。

それから、実際に、先ほど申し上げましたとおり、現場が各所に離れていますので、業者さん側としては、いわゆる経費というんでしょうか、移動経費というんでしょうか、それを取り替えるための幾らかの経費部分というのにもかかってきているんだらうというふうには見ているという、こういうところでございます。

今申し上げたとおり、単純にメーカーさんがお示しになられたその単価でということには、実際に設置をしていく中ではいかなかった部分があるということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） ということは、教育委員会のほうの、小学校で自動水栓化した、また器具は、教育委員会独自の単価というふうに、物によって違うじゃろうとは思いますが、共通性の認識はないちゅうことで理解してよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 実際に発注、入札をする前に、メーカーさんのほうになんですけれども、つけようとする場所の写真のほうを送りまして、それをつけるときには、ただ単に自動水栓というその部品と、この部品が要ります、この部品が要ります、この部品が要りますというのを細かく細かく現場ごとに積み上げていって、入札、発注をしてきているということです。

恐らく小学校とか中学校の施設になりますと、あまりそういうというんでしょうか、つける場所がそんなに複雑なものではないというふうに思っていて、附属する部品の量とかってというのは、多分、小学校、中学校は少ないんだらうと思いますけれど、総務課が担当した部分については、もう施設も多様ですし、つける場所、それから、実際に現場に行ってみるときに、写真ではちょっと読み取れない部分とか、そうしたものも出たように聞いております。

そうした中で、幾らか単価が変わってきているという、設置単価というんでしょうか、それが変わってきているということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第11、議案第9号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）の質疑は保留をしておきます。

日程第12. 議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第10号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第10号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進計画（平成28年度～令和2年度）を別紙のとおり変更するので、議会の議決を求めます。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。私のほうから、議案第10号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についての詳細説明をいたします。

この議案は、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、市町村計画を変更する場合に議会の議決を求めますのでございます。

なお、法の規定に基づきまして、この市町村計画で予定する事業につきましては、実施を行う場合、財源として特別に発行が認められております過疎対策事業債を財源とすることができることを補足いたします。

本計画は、平成28年度から令和2年度までの5か年計画となっております。

では、変更の内容について説明いたしております。

参考資料の4ページを御覧ください。

今回の変更の内容は、事業の追加に伴う変更となっております。表の左から、区分、変更前、変更後の順に記載してございます。

変更箇所につきましては、下線をつけておりますので、右側の変更後を御覧ください。

内容は、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の区分におきまして、児童福祉施設、保育所の事業計画において、法人保育所施設設備等改修事業を加えるものでございます。

なお、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、県との事前協議書につきましては、5ページに示させていただいております。「異議ありません」との回答となっておりますので、申し添えておきます。

以上、議案第10号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についての詳細説明といたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま提案者の提案理由が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第12、議案第10号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についての質疑は保留をしておきます。

日程第13. 議案第11号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第11号請負契約の変更について（町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第11号請負契約の変更についてでございます。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。

1、契約の目的、令和2年度町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事。

2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。

3、契約の工期、変更前が令和3年3月22日、変更後が令和3年5月31日で、工期延長期間は70日間でございます。

4、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町柿木村下須423番地、有限会社三浦土木代表取締役三浦浩。

以上でございます。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私から、議案第11号請負契約の変更について、詳細説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料の6ページを御覧をいただきたいと思っております。

工事につきましては、令和2年度町道唐人屋線唐人屋トンネルの補修工事でございます。これにつきましては、2月の8日、臨時議会において契約議決の御承認を頂きました。この工事でございますが、トンネルの補修に関する工事でございます。

6ページの参考資料でございますけれども、津和野と吉賀町にまたがる唐人屋線のトンネルでございます。工期を、当初は令和3年の3月22日としておりました。この工期につきましては、こうした繰越しの承認を頂いておりませんので、こうした手続をさせていただいておりますけれども、今回、御承認を頂きたいといいますが、5月31日までの工期延期でございます。

これにつきましては、臨時議会のときにも少し触れさせていただきましたけれども、コロナの感染拡大によりまして、材料、資材が非常に入りにくくなっているという状況がございますというお話をさせていただきました。これに関しまして、材料の入ってくるめどがまだ今のところ立っていないということで、工期延長をさせていただきたいというのが主な理由でございます。この資材につきましては、照明のケーブル等が主なものでございます。

ただ、今回、工期の延期を5月の31日とさせていただいております。これにつきましては、国の繰越し承認を頂いているという関係の期間が5月31日となっております。これ以上今回のところで工期延期をお願いすることができません。よって、国から承認を頂いております5月31日までの繰越しの御承認を頂きたいということでございまして、今後、材料が非常に期間がかかるということでございますので、恐らく年度いっぱいの工期延期ということをお願いすることになるかと思っておりますけれども、それにつきましては、今後またお願いをさせていただくということで、今回につきましては、国の承認を頂いております5月31日までの工期延期をお願いをしたいというものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第13、議案第11号請負契約の変更について（町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事）の質疑は保留をしておきます。

日程第14、議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第12号財産の無償譲渡についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第12号財産の無償譲渡についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

- 1、譲渡する財産、有価証券株式会社エポックかきのきむら株式170株。
- 2、譲渡の相手方、住所、吉賀町柿木村木部谷266番地5、氏名、河野克則。

提案理由でございます。本町が保有する株式会社エポックかきのきむらの株式を無償譲渡し、同社を民営化するためであります。

詳細につきましては、所管いたします産業課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、議案第12号につきまして、説明させていただきます。

株式会社エポックかきのきむらの民営化に伴います吉賀町の持ち株、これの譲渡につきましては、昨年の11月27日の全員協議会、それから、3月1日の全員協議会でも説明をさせていただいたとおりでございます。

会社の総株数につきましては、出資額としましては1,620万円で324株というふうになっております。そのうち、吉賀町分につきましては、議案のほうにも上げましたが、170株で、出資額は850万円ということで、全体の52.5%ということになっております。その全額を、全部を新たな体制で引き続き出資者として残られる方に譲渡するというものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありますか。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） これは、株式会社エポックかきのきむらの民営化にするためのシナリオの中の一つかと思うんですが、この株式、価値があるんですか。要するに売れば何ぼ、現金になるか、見当で。要するに、価値があるかどうかをちょっと。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 価値という言い方ではなかなか表現しにくいんですが、御承知のとおり、債務超過になっておる状況でございますので、2年度の3月末の決算のときの株でいいますと、1株当たりの純資産、これはマイナスの8万2,517円ということになっております。当初、1株5万円ですんで、それがマイナスの8万2,517円であったということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の御説明あったんですけども、株の出資した分の欠損の状況が、今、かなりマイナスなんですけども、始まったのは、いつからずっと欠損の状態になっているか分かりますか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

欠損というのは、債務超過ということでございますか。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） すいません、質問を正確にします。もともと1株5万円ですけ

ども、それを割り込んだ状態、5万円よりも少なくなった、1株当たりですね、あくまでも、状態がいつからなっているか、その点をお聞きしています。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

額面が下がってきたという、マイナスになったということは、債務超過になったときと同じだと考えるのは違いますか。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 藤升議員、もう一度、質問を詳しく。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今聞きたいのは、欠損というのが、本来1株5万円の価値というか、で出していると思いますけども、それを割り込んだというか、それよりも少なくなったのはいつからか。債務超過といいますと、もう資本金の分がなくなるとる状態からスタートして、なっているというような状態ですけども、そこになっていない、なる前に株のやり取りを1株5万円よりも、5万円でちゃんと当たり前にやり取りできなくなったのはいつからかという意味です。

○議長（安永 友行君） ちょっと課長のほうで調べますので、ここで休憩します、10分間。

午後2時00分休憩

.....

午後2時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第12号財産の無償譲渡についての質疑が途中です。まず最初に、山本産業課長のほうから答弁していただきます。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 先ほどの御質問にお答えします。

要は5万円の株式が額面割れしたときだろうと思いますが、平成24年度の決算からいわゆる利益の余剰金がマイナスになっております。ただ、その前年の平成23年度決算では、これはプラスです。また、それより前、平成22年度以前は、設立時からずっとマイナスで額面割れしておったということになっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ちょっとようわからんのですが、この無償譲渡はいいんですが、譲渡したら、エポックには4,700万円の問題がありますけど、これに何か響くのか。それと、この全く価値のないものでもやっぱり譲渡というような手続が要るんですか。何か後に役に立つとか、何とか、そうしないと町のほうが手続上離れられんから一応譲渡するというようなことになるんですか。その辺がちょっと何で譲渡するのか、意味がようわからんのですが。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 決算上も株式というもので残っております。ですから、一応うちのほうは財産から落とさんといけないと。そのためには譲渡するという今回のことですので、これをして、別に今の会社の損得に影響があるようなものでもありませんし、三セクから民営化にするためには、この財産を落とさないで民営化にならないということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この議案に対して、直接ちょっと関係がないかも分かりませんが、一応関連がありますんで、株主を譲渡する町の株だけで終わるのか、ほかの株主さんはどうなっているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

株主自体は、団体も含めて12名おられます。いわゆる団体組織が5団体で、個人が7人という内訳になります。今のところ、正式決定したわけではないですが、役員会等で話をされておる中では無償譲渡の形を取られるのは、会社に残られる個人の方2名以外のほかの個人並びに団体につきましては譲渡するという方針で進められておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） こうした「エポックかきのきむら」、私も人ごとのようには思えないんですが、そこで、この「エポックかきのきむら」の第1段階として民営化して、継続を図ると。決して私は町の財産であって、それを無償譲渡したところで、町の指導なり責任は、今までの経緯から見ると、あると思っておりますので、こうしたことについて、先々民営化に伴う段階を踏んでの過程について、本来なら一般質問のような感じになるかもしれないが、そうした思いをちょっと町長にお聞きしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 的確な質問に対してのお答えができるかどうか分かりませんが、三セクの成り立ちはこれまで何回も申し上げておりますので、改めて繰り返し申し上げることはいたしません。いずれにしても、第三セクターでございますので、その一角を担うのは当然行政でありますし、持ち株も52.5%ということで170株、議案を上程させていただいた内容でございます。ですから、行政としての責任は当然あるというように認識しておりますので、そこを財政支援という形で最後のところを務めさせていただこうということでございます。ただ、これは前回全員協議会でも申し上げたと思いますが、最大の幅ということで、4,700万円、今予算の上程をしているわけでございます。当然この分については、会社のほうと調整を現在も調整中でございますし、予算が議決されたからといって、これが4,700万円全てということでも

ございません。そちらのほうは御理解いただきたいと思います。

それで、その後の話でございますが、今回、無償で譲渡した後ということになると完全に行政は株式がなくなるわけですから、そこの運営に携わることは全くないわけでございますが、ただ、今度は1つの民間の団体でございます。これは、このエポックに限らず町内にたくさん農林業、それから商工も含めてでございますが、たくさん関係する団体があるわけでございますが、組織が、ここの連携当然行ってきましたし、行っていくつもりでございます。ですから、その中の今度は1つになるんだろうと思いますから、特にエポックということになりますと、産直のことがあったり、いろいろ業務をこれまでもしておられますし、ノウハウも持っておられますから、そうした形で今回行政と連携をしながら、特に農業分野にはなろうかと思っておりますけど、それから、道の駅ということになりますと、今度は商工とか、いろんな企業連携も考えられますので、そうした形で連携をしていくということになろうかと思っております。ですから、株式を譲渡して民営化になったので、全く町がかかわらないということではなくて、ほかの関係機関、団体と同じレベルでのおつき合いなり調整をさせていただくということになろうかと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 現在、菌床シイタケを作る人がおられますよね。その人は、無償でつくれるのか、それともお金を払っているのか、そこら辺のことを伺います。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 菌床代が無償ということでございますか。何が無償という、すみません。

○議長（安永 友行君） 大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 施設を利用する場合に、「エポックかきのきむら」の施設ですよ、今は。それを利用して菌床シイタケを作っているの、その利用料金っちゅうんか、その辺がどうなっているのか、要するに種を作って、その人だけがもうけというのはちょっとおかしいと、納得がいかないのですよ。そこら辺で、誰か作るの。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） すいません。なかなか分かりません。生産農家の方は、菌床の玉、これを自分で買われまして、自分のハウスで育てられます。それを、今度は先ほど言われたシイタケの選別の施設がありますよね。これは、エポックのものじゃなくて町のもんなんですが、そこに出して、いわゆる選別なんかの手数料を差し引いて、そのものが農家の手取りということになりますんで、あそこに出して、エポックが出荷するんですよ。ただ、ですから、その代わりエポックは手数料はちゃんと取っておりますんで、流利的にはそういうものになっております。ですから、ただで作っておられるとか、そういうことじゃございません。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） エポックは、幾らかの施設利用料ということで受け取っておると思うんですが、額面とかそういうもんはわかりませんか、その辺がどうなるのかなと思って。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） すいません。ちょっと違うことを御答弁するようになるかもしれませんが、菌床シイタケは先ほど言いましたように、農家の方が玉を買って、これは「エポックかきのきむら」の菌床工場というのがありますんで、そちらで作った玉をまず買われます。（発言する者あり）そういうことでして、ただ、そこで農家さんが作られたシイタケについては、柿木庁舎の隣にありますエポックの選別するところがございますんで、そこに持ってこられて、エポックが選別を請け負って出荷しておるという流れになっております。ただ、その手数料が幾らかというのにつきましてはちょっと今持ち得ておりませんので、一応流れる的にはそういうことです。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭委員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 私もよく分からない。今課長は、エポックの設備で、まだ玉作つとるの、作っていないんでしょ。今そう言われたよね。（発言する者あり）今の段階聞いているので、今はどうなつとるかというので、ほんなら課長は、玉を買って、それを農家で育ててシイタケを出して、それを選別ちゅうかな、それに出して、その辺はわかるんだけど、今は玉作っていないんでしょ。今たしかそう言われたから。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） すいません。私の言い方が悪かったかもしれませんが、今までの流れを私が申し上げておりました。現状どうかというと、9月からシイタケ部門は撤退しましたんで、ある程度残りの菌床はあったと思いますよ。それについては売つとるかもしれませんが、現時点で、エポックのほうで菌床を売つとるというのは、エポックの菌床を使っておるというのはございません。これは私のほうが言い方が間違っておりました。すみませんでした。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第14、議案第12号財産の無償譲渡についての質疑は保留をしておきます。

日程第15、議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第13号吉賀町議会議員及び吉賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第13号吉賀町議会議員及び吉賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。吉賀町議会議員及び吉賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求め。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

議案には、条例の案文の添付をさせていただいているわけですが、この件につきましては、2月24日に開催をいたしました全員協議会のほうで内容についての御説明を担当課のほうからさせていただいておりますので、本日のところでは、詳細説明につきましては、割愛をさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第15、議案第13号吉賀町議会議員及び吉賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第16、議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第14号吉賀町教育振興計画策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第14号吉賀町教育振興計画策定委員会設置条例の制定についてでございます。

吉賀町教育振興計画策定委員会設置条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求め。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします教育委員会教育次長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） それでは、議案第14号吉賀町教育振興計画策定委員会設置条例の制定について御説明いたします。

吉賀町教育振興計画に関しましては、現行の計画が平成28年の3月に策定したもので、5年

の実施期間を1年延長させていただきまして、来年度末をもちまして終了を迎えることとなります。今回の本条例の制定は、これに伴います次期計画の策定に向けて策定委員会を設置するというごさいます。それでは、条例の中身について説明いたします。

議案を1枚めくってください。

第1条、設置には、教育基本法の規定に基づく町の教育振興の基本的な計画の策定に当たり、調査、審議するために吉賀町教育振興計画策定委員会を設置するとしています。

第2条、所掌事務としては、教育振興計画の素案の策定に関すること、そしてその他教育委員会が計画の策定について必要と認めることとしています。

第3条、組織といたしましては、学校教育、PTA、社会教育のそれぞれの関係者、民生委員、児童委員の代表者、そして公募等による町民とその他教育委員会が必要と認める者としており、教育委員会が委嘱する10名以内の委員をもって組織いたします。

そして、第4条において、委員の任期は委嘱した日から計画の策定が完了する日までとし、補欠委員は、前任者の在任期間と規定します。

第5条には、策定委員会の役員について、委員長及び副委員長を置き、それぞれの選任の方法を委員の互選とし、また、それぞれの職務について規定します。

第6条、会議では、委員長が会議の招集や議長を務め、会議の開催要件を委員の半数以上の出席とし、意思決定方法を出席委員の過半数で決し、同数のときには議長が決するとしています。また、委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明や意見の聴取について規定します。

第7条では、委員の報酬及び費用弁償は別に定めるとしており、附則において、関係条例の改正を規定します。

第8条は教育委員会事務局で庶務を処理すること、それから、第9条は委任規定としています。

そして、附則の第1項において、施行日を令和3年4月1日とし、第2項において吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正として、委員長及び委員の報酬をそれぞれ6,500円と6,300円とする改正を行います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） これは、教育振興計画を策定する委員会の設置ということなんです。現在の計画の中にも盛り込まれておるんですが、学校の統廃合についても、この計画の中には引き続き盛り込まれるということによろしいでしょうか。それとも、この委員会の中で盛り込まれなかったら、学校の統廃合については全く検討しないということでしょうか。統廃合につ

いて、計画の中に統廃合が入るのかどうか、それをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 学校の統廃合についての御質問ですけども、この計画の中に入るかどうかと言われると、現時点で私が回答することではないとは思いますが、ちなみに、現計画については、その辺のところも言及しておりますので、そういった形を倣うのであれば、そういう議論も当然出てくると思いますので、いずれにしてもここに書いてありますように、素案をこの委員会で作っていただくということなので、選出された議員さん方がどういうふうに見えるかということになろうかと思えます。

最終的にはその素案を教育委員会で決定するわけですから、そういったところでは、当然そういった話も出てくるのかなというふうには思いますけども、現時点でそれがじゃあどうなるかというのは言えません。仮にこの計画の中に盛り込まれなかった場合ですけども、それはそれとして、教育に関する問題ですので、当然教育委員会では、いろんな議論をされるべきだろうというふうにも思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 現時点では、教育長は答弁できないが、教育行政の中で盛り込まれる可能性があるということなんですが、仮に、もし盛り込まれなかった場合、この議会において、この計画について議会の中でも議論、例えば盛り込んでほしいという意見もあろうし、盛り込まなくてもいいという意見もあるかもわかりませんが、議会は、このことについての関わりはできますか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 今の時点で議会から直接そのいろんな意見を聞いてということは明記されておきませんので、そういったことにはなかなかないかとも思いますけども、ただ、常識的に広く町民の意見を聞く、例えばアンケートであるとか、意見交換会であるとか、パブリックコメントであるとか、そういったことは当然やらざるを得ないというふうに思っていますので、どういう形になるか分かりませんが、広く町民の意見を聞くことはしたいというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この教育振興計画策定委員会ということですので、吉賀町の教育振興計画の案をつくる、先ほど教育長はそれを教育委員会が決定すると言われましたが、その教育振興計画そのものは、先ほどちょっと3番議員の質問にもありましたが、これは、議会にそういうのが入ってくるのか、議会にこういう策定計画をつくりますということの承認が出るのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） これに関しましては、教育委員会が議決するということになりまして、議会で議決はないと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） それでは、次にお尋ねします。策定委員会の委員について、議会の承認を得る必要はありませんか。そのあたりについてはどのようにお考えですか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） その第3条に書いてありますけども、教育委員会が委嘱するということでございますので、これも教育委員会で委嘱をいたします。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 教育委員会が委嘱するということですが、教育委員会そのものは基本的には町長部局に入ってやってくるということになると思いますが、そのような中で、教育委員会がそういうことをして議会を無視するということは、ちょっとあまりにも議会の軽視してのではないかと思います。私はこの条例の中に、議会の同意を得るなり選任に当たっては議会の同意を得るといふような1行が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 教育委員さんは議会の議決が必要ですので、教育委員を選任するときに議会の議決をしていただいておりますけども、こういった委員会を、いろんな委員会を設置しておりますけども、これらに関しましては、大体こういうつくりで条例を制定しております。そこまで全てを議会の議決をするということにはならないと思いますし、教育委員会でやることだろうというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 教育振興計画というのは、基本的には、吉賀町の人を育てていくことじゃないんですか。将来を担う吉賀町の人を育てていくこと、議会の軽視した教育委員会だけでやるというのは、あまりにも教育委員は議会にしてもらっているから、あとは教育委員会でやるんだというのは、あまりにも議会を無視した仕事じゃないでしょうか。吉賀町の将来のためには、やっぱり教育振興計画に当たっても、議会は関与するべきではと、必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回の議案提案者は私でございますので、個別のことはまた教育長、お答えしていただければいいと思いますが、決して議会を軽視するということは、毛頭ございません。それをはっきり申し上げておきたいと思っております。この後、まちづくり計画の条例案を上程を

させていただきますが、じゃあということで申し上げますと、まさにまちづくり計画全体を、委員を決めるのも、議会のほうのお諮りをしなければならぬかと、こういうことになるんだろうと思います。教育行政というのは特別行政でございますが、町長部局とは一線を画して、任命権者も違う、こういうことでございますので、やはり、特異性のある行政分野だろうと、私は思っております。ですから、ほかの附属機関も行政委員会もそうですが、とりわけ農業委員であったり、それから固定資産のことであったり、そうした法律で定められた行政委員は議会の議決が当然必要でございますが、それ以外の附属機関等につきましては、それから、協議会であったりいろいろな諮問機関等もございますが、こうしたものについては全て任命権者のところで任命をさせていただき、町長部局であれば町長が、教育委員会部局であれば教育委員会ということになるかと思っておりますので、そこはやはり行政の仕組みとして御理解をいただきたいと思っております。決して、議会の軽視をしたり、議会の意見を聞かないというスタンスではなくて、いろんな手法で、先ほど教育長申し上げましたが、意見を広くお伺いをさせていただきたいということでございます。これまでも同様でございますが、こうした教育振興計画、こうした素案ができれば、おのずといつかの段階では、議会のほうへ御報告させていただき、そこでまた御意見をいただくような機会は必ずあるんだろうと思っておりますので、そうしたところでまた議員の皆さんの御意見も拝聴させていただき、そうしたことを考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 今、町長が申し上げましたように、決して議会軽視をしているつもりはございません。もうこの教育振興計画、先ほど次長が申し上げましたけども、計画期間を1年延長させていただきました。これについても議会の全協で説明をさせていただいておりますし、柿木の地域振興協議会にも説明をさせていただいて、その説明が終わった段階で教育委員会で議決しております。そういったことで、できる限り丁寧に説明をしながらやっていくつもりでございますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第16、議案第14号吉賀町教育振興計画策定委員会設置条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第17. 議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第15号吉賀町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第15号吉賀町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定についてでございます。

吉賀町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします産業課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、議案第15号につきまして説明させていただきます。

令和3年度からこの農地耕作条件改善事業という事業を実施するに当たりまして、受益者から分担金を徴収する必要がありますので、本分担金徴収条例を制定するものでございます。詳細につきましては、2月24日の全員協議会で説明しておりますので、省略させていただきますが、来年度の分担金の徴収額等につきましては、その全協の資料の43ページ、44ページに載せておきまして、受益者の実質負担割合が事業費の7.5%になるようにしたいというふうを考えております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 農地耕作条件改善事業令和3年度からということですが、これは、真田地区はこれになるのかなと思いますが、もう一度改めて、農地耕作条件改善事業とはどのようなものか、簡単でいいですから、今の農地の区画整理というんですか、大きくしたりしておる農地整備とはどこが違うのかだけを中心に説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

農地耕作条件改善、これは国の事業でございます。この改善事業の中の1つのメニューがスマート農業導入推進型というメニューがございます。このスマート農業導入推進型につきましては、今の基盤整備事業、真田でやっておりますが、基盤整備事業と一体的にスマート農業も始めるというものがこの国庫補助の対象になりますということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） いわゆるスマート農業、いわゆるGNSS基地局を、GPSを使って、無人農業をするということで、それがメニューの一つだと言われましたよね。そのほかに

どのようなものがあるのかということと、それから、先般もこの質問しましたが、既存の農地整備で大きくしたところ、例えば注連川とか、棧敷ですか、あのような農地整備を大きくしたところにこういうものが使えるのかどうなのか、導入できるのかどうなのかをお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。この今言いました国のメニューは、スマート農業導入するに当たっては、国のほかのメニューもあるでしょうし、県単のメニューもあるかもしれません。ですから、同時にしていないところでスマート農業を進めようというところにつきましては、違うメニューをとっていくしかないと思います。この農地耕作条件改善事業のスマート農業の推進型につきましては、あくまで同時ということでございます。

それから、この農地耕作条件改善事業、これは基本的に5つぐらいの型があると思うんですが、1つは地域内農地集積型というのがありまして、暗渠排水、そういう整備をするときに使えるというのがありますし、高収益作物の転換型というものもあります。

それからもう一つ、これは、未来型産地形成推進条件整備という、難しい名前のついたのがありまして、あともう一つ先ほど言いましたスマート農業があります。この4つで構成をされておるのが農地耕作条件改善事業ということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） よく分かりませんが、これは、これから農林水産省が行う事業で採用するということですか。既にある程度耕地整理とか、そういう圃場整備ができた、終わったところで、このようなものを導入するということができるのかどうなのか、そのあたりについてはどのようにしているのか教えてください。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

先ほど言われました棧敷につきましては、これは今の農業法人がやりますので、置いておきまして、その前の事業でいいますと、立河内がございまして、立河内につきましては、もうその工事自体完了しますんで、例えば、立河内の法人がそれじゃあ今からこの補助を取ってスマート農業を進めたいというのが対象になるかどうかというのは、ちょっと農政局等に問い合わせをしてみないとはいっきりは、今の時点では言えないと思います。ただ、それより前のところについて、圃場整備等やったところが、これは同時にスマート農業始めるんじゃないんで、この補助メニューには該当しないということで、ほかにスマート農業を推進する補助金はありますんで、そちらでとってくるしかないというふうに考えておるところです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第17、議案第15号吉賀町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第18、議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第16号吉賀町まちづくり委員会条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第16号吉賀町まちづくり委員会条例の全部を改正する条例についてでございます。

吉賀町まちづくり委員会条例（平成18年吉賀町条例第56号）の全部を別紙のとおり改正する。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 私のほうから、議案第16号吉賀町まちづくり委員会条例の全部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

この条例につきましては、既に設置済みであります吉賀町まちづくり委員会の全部を改正し、総合計画及び総合戦略の策定、進捗状況の管理及び評価に関することを一括として協議できるように組織を統合するものでございます。

一括して協議できることにより、住民アンケート等の合理的な実施、審議の包括的な検討、協議時間の短縮を図ることが期待されております。

参考資料の7ページを御覧くださいませ。これまでの委員会等の流れの概要を図により表記しております。

7ページでございますが、これまでは、第2次まちづくり計画策定時にはまちづくり委員会が、後段になりますが、第1次まちづくり計画の評価においては、まちづくり計画評価委員会が行っております。

裏面に移っていただきまして、第1次総合戦略の策定及び評価につきましては、総合戦略推進委員会が協議、審議を行ってきたところでございます。先般総合戦略の期間を2年間延長しまして、今回まちづくり計画とのスパンを合わせたことにより、まちづくり計画の前期評価、第2次まちづくり計画の前期評価と総合戦略の評価及び第2次総合戦略、仮称でございますが、この策定が同時に行えることとなったため、今回この改正を行うものでございます。

それでは、戻りまして条文について説明させていただきます。

まず、第1条でございますが、これは、ここには地方自治法に基づく委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めると規定しております。

第2条及び第3条には、設置及び協議事項について規定しております。協議事項でございますが、先ほどの説明と重複いたしますが、1号として、町の総合計画の策定、進捗状況の管理及び評価に関する事、2号として、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、進捗状況の管理及び評価に関する事、3号として、まちづくり計画、総合戦略または地域課題に関する事として包括的な協議もできる事としております。

第4条及び第5条につきましては、組織等について規定しております。委員は20人以内とし、任期は2年、会長は委員の互選により定める事としております。ここには記載はございませんが、総合戦略等のこれまでの流れから、委員については、産官学金労言と言われますが、産業、行政、教育、金融、労働、いわゆるマスコミなどの各種分野組織から推せんしていただくと考えております。

第6条及び第7条には、委員会の運営について定めております。

第8条につきましては、報酬等について規定しているところでございます。

附則としまして、この条例の施行期日は令和3年4月1日からとしておりまして、これに併せて吉賀町まちづくり計画評価委員会条例及び吉賀町総合戦略推進委員会の条例を廃止いたしまして、同様に非常勤特別職の報酬及び費用弁償の支給条例について改正するものとしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第18、議案第16号吉賀町まちづくり委員会条例の全部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第19、議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第17号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第17号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一

部を改正する条例についてでございます。

吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年吉賀町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第17号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

参考資料の9ページを御覧いただきたいというふうに思います。

本条例の改正箇所でございますが、附則第3項に規定しております新型コロナウイルス感染症対策業務に関しまして、防疫等作業手当を定めたところがあります。ここの改正を行うということです。この部分につきましては、昨年6月定例会におきまして規定をさせていただいたところでございます。

引用元となっております人事院規則がございますが、この規則が昨年11月27日に改正をされたということがあります。今見ていただいておりますのが、これの人事院規則の改正に併せる形で本条例を改めるという、こういうところでございます。

参考資料の新旧対照表を見ていただきますと、附則の第3項といたしまして、アンダーラインを引いた部分が改正がかかるということでございます。内容自体は変更がなかったということではございません。新型コロナウイルス感染症の定義をするというその表現方法が人事院規則において改正をなされたので本条例を改正するという、こういう内容となっているものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第19、議案第17号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後3時05分休憩

午後3時15分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第20. 議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第18号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第18号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町国民健康保険税条例（平成17年吉賀町条例第68号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第18号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

定例会資料の10ページ、11ページの新旧対照表を御覧をいただきたいと思っております。

このたび、国民健康保険法の施行令の一部を改正する政令の施行によりまして、長期の譲渡所得及び短期の譲渡所得に係る国保税の課税の特例について、租税特別措置法の特別控除が適用されることとなったため、吉賀町国民健康保険税条例附則の第8項及び第9項についてその根拠条文であります新旧対照表2か所に第35条の3第1項を加えるものでございます。このことによりまして、低未利用地を譲渡した場合の長期短期の譲渡所得について、譲渡益から100万円を控除することができることとなります。

この改正につきましては、令和3年度以降の国保税の算定から適用されることとなります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第20、議案第18号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第21. 議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第19号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例に

ついてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第19号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町介護保険条例（平成17年吉賀町条例第125号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第19号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての詳細説明させていただきます。

定例会資料の12ページ、13ページの新旧対照表を御覧をいただきたいと思っております。

先般、2月24日、全員協議会で第8期の介護保険事業計画に基づきます介護保険料基準額の説明のほうさせていただきました。第8期の介護保険料の基準額につきましては、第7期の最終年の令和2年度からの変更は行わない考えでございます。現行の保険料の規定について、12ページ、13ページの第2条の第1項から8項からなるもので構成をされております。こちらにつきましては、昨年、第7期計画の最終年の保険料基準額の改正を行ったため、このような構成となっております。8期につきましては、令和2年度と同率のため、平成30年度と平成31年度の第1項の規定は不要となるため、こちらのほうを削除させていただきます。

そして、第2項の適用期間の令和2年度を令和3年度から令和5年度に改めまして、こちらのほうを第1項といたします。また、第1段階から、第3段階までの低所得者の保険料の軽減について規定をしております第6項から第8項について、こちらも同様の理由から、適用期間を令和3年度から令和5年度に改めまして、その第6項から第8項につきまして、こちらのほうを第2項から第4項として改正をさせていただくものでございます。

以上の改正につきましては、令和3年度の保険料から適用させていただくというような改正内容となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第21、議案第19号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑は保留を

しておきます。

日程第22. 議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第20号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第20号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町営住宅条例（平成17年吉賀町条例第167号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 私のほうから、議案第20号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明をさせていただきます。

条例案のほう見ていただきまして、吉賀町営住宅の条例を一部を次のように改正するというところで、別紙が載っております。参考資料のほうがわかりやすいので、14ページのほうをお開きください。

別表のところでは現行と改正後がありますけども、現行のほうで、七日市にあります新横立住宅の101号から105号、5戸を令和2年度に解体撤去しました。したがって、改正後にその部分を消去しております。それから、下のほう見ていただきまして、沢田団地でございますが、これも令和2年度に新築をいたしました。2棟4戸の新築をしておりますので、現行では出てきていないところが、改正後の案の一番下の欄になりますが、701号から802号の4戸を新たに追加ということで改正をさせていただきたいと思っております。

簡単ですが、以上で詳細説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第22、議案第20号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第23. 議案第21号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第21号吉賀町小規模保育所条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第21号吉賀町小規模保育所条例を廃止する条例についてでございます。

吉賀町小規模保育所条例（平成26年吉賀町条例第20号）を別紙のとおり廃止する。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

条例の本文でございますが、小規模保育所条例を廃止する条例、吉賀町小規模保育所条例（平成26年吉賀町条例第20号）は廃止する。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。

この内容でございますが、この件につきましては、先般、2月24日の全員協議会で御説明しましたとおり、本年度末をもちまして、朝倉保育所と、それから木部谷保育所、この運営を終了することに伴いまして、条例の廃止をするものであります。したがって、詳細説明につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第23、議案第21号吉賀町小規模保育所条例を廃止する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第24、議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第22号吉賀町地域間交流拠点施設条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第22号吉賀町地域間交流拠点施設条例を廃止する条例についてでございます。

吉賀町地域間交流拠点施設条例（平成27年吉賀町条例第56号）を別紙のとおり廃止する。令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

条例の本文でございます。吉賀町地域間交流拠点施設条例を廃止する条例、吉賀町地域間交流拠点施設条例（平成27年吉賀町条例第56号）は廃止する。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。この件につきましても、2月24日、全員協議会で御説明したとおりでございますが、この施設について定めております条例を廃止いたし

まして、行政財産から普通財産へした上で譲渡処分をしようとするものでございます。したがって、まして、詳細説明については割愛をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この地域間交流拠点施設ですが、この譲渡先を公募して、譲渡先の仮決定ということになりますが、この譲渡先が個人なり法人なり、あるいはJVなりということですが、要するに部分的な半分しか要らないとか、半分ほどというような部分的なとか一部ところを譲渡していただければということにはなるのか、ならないのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えさせていただきます。

説明の中でもいたしましたけども、旧の中学校校舎部分、1階、2階含めてでございますが、それと隣接しております調理棟を含めて、一体として考えておりまして、一部という考えはございません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第24、議案第22号吉賀町地域間交流拠点施設条例を廃止する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第25、議案第23号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第23号令和3年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第23号令和3年度吉賀町水道事業会計予算でございます。

総則、第1条、令和3年度吉賀町水道事業会計予算は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水件数3,178件、(2) 年間総給水量81万4,798立方メートル、(3) 1日平均給水量2,232立方メートル、(4) 主要な建設改良事業、水道管路緊急改善事業5,817万6,000円、収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

まず、収入でございます。第1款水道事業収益2億3,839万3,000円、内訳といたしまして、第1項営業収益1億975万7,000円、第2項営業外収益1億2,863万6,000円。

支出でございます。第1款水道事業費用2億3,535万5,000円、内訳といたしまして、第1項営業費用2億1,239万6,000円、第2項営業外費用2,262万9,000円、第3項予備費33万円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,270万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,270万9,000円で補填するものとする）。

まず収入でございます。第1款資本的収入1億2,039万4,000円、内訳といたしまして、第1項企業債3,970万円、第2項県補助金1,680万円、第3項他会計補助金6,231万円、第4項工事負担金158万4,000円。

支出でございます。第1款資本的支出1億8,310万3,000円、内訳といたしまして、第1項建設改良費5,817万6,000円、第2項企業債償還金1億2,459万7,000円、第3項予備費33万円。

次のページでございますが、企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業債、限度額は3,970万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましてはお読み取りをいただきたいと思います。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 収益的支出、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。(2) 資本的支出、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,587万1,000円。

他会計からの補助金、第9条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億4,329万7,000円である。

令和3年3月5日提出、吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

なお、詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私から議案第23号令和3年度吉賀町水道事業会計予算について詳細説明をさせていただきたいと思えます。

議案のほう進んでいただきまして、説明書、その説明書のページ進んでいただきまして、13ページをお開きいただきたく思えます。

令和3年度吉賀町水道事業会計予算説明書でございまして、収益的収入及び支出の項目でございまして。

収入でございまして。ここにありますのは1款水道事業収益でございまして、項1営業収益でございまして。目1給水収益、これをずっと次のページに見ていただきまして、節の1給水収益でございまして。1億871万2,000円、これは水道料金でございまして。特別会計とは違ひまして100%の計上ということで御理解を賜りたいと思えます。

それから、その下でございまして。節の3分担金でございまして。70万5,000円でございまして。これは加入者の分担金でございまして。4万7,000円掛ける15戸予定をしておるといふものでございまして。

その下でございまして。目の2その他営業収益でございまして。雑収益といたしまして、新畑地区の維持管理負担金でございまして。吉賀町の水道、お隣の津和野町、新畑地区の水道も下須地区のほうから供給をしているということでございまして、その負担金34万円を計上しておるとございまして。

それから、その下、項の2営業外収益でございまして。まず、目の2、節の1他会計補助金でございまして。8,098万7,000円を予定しております。これにつきましては一般会計からの繰入金ということでございまして。

それから、その下でございまして、長期前受金戻入でございまして。これは、例えば建物を建てた場合に、減価償却をしていきます。それと同じ割合でものを建てるときには国庫補助等が入ってまいりまして、収入がございまして。その部分を減価償却と同じように割り算をいたしまして、その分を収益化をしてまいります。これを戻入れというふうに申しますけれども、それがそれぞれ国庫補助の戻入金、他会計補助金の戻入金、それから、受贈財産評価額の戻入金、それから工事負担金の戻入金、それぞれ計上しておるものでございまして、4,764万8,000円を計上しておるものでございまして。

続きまして、14ページにお進みいただきたく思えます。

次に、支出でございまして。項の1営業費用でございまして。営業費用の中の目の1原水及び浄水費でございまして。

主なものといたしましては、節の15光熱水費でございまして。1,614万2,000円、これ

につきましては浄水場、取水等々浄水いたします、ここの施設の電気料でございます。1,614万2,000円でございます。

それから、その下でございます。専用回線の使用料でございます134万円でございます。

それから、委託料といたしましては、合わせまして152万7,000円を計画しておりますけれども、これにつきましては、場内の除草等を計画しておるものと、それから保守点検料等を合わせまして152万7,000円でございます。

それから、その下、節の20手数料でございます。水質検査の手数料でございます。これは定期的に行っております水質検査の検査料でございます、島根県環境保健公社のほうに委託しておりますけれども、その手数料660万7,000円でございます。

それから、下に見ていただきまして、節の25工事請負費492万2,000円でございます。これにつきましては施設の工事費といたしまして、浄水場の薬注、消毒のために薬液を注入いたしますが、そういったものの整備、それから、それを注入いたします滅菌器等の整備、こういった等々のものに係ります金額492万2,000円でございます。

それから、その下、節の28薬品費でございます、これにつきましては、消毒用の薬液、次亜塩素酸ナトリウム等々の費用でございます。

その下が目の2、配水及び給水費でございます。これにつきましては、配水池等々に係る経費でございます、まず節の15、光熱水費でございます。142万7,000円でございます。これは、施設に係ります電気料でございます。

それからその下、通信運搬費でございます。136万3,000円、これにつきましては、専用回線の使用料ということでございます。テレメーター等に係ってくる通信料でございます。

それから下を見ていただきまして、節の20番手数料でございます。101万円でございます。水質検査の手数料でございます。これは管末検査を各家庭にお願いをしております。17か所ございます。ここに係ってくる日々の水質検査の点検の手数料でございます。

それから、22修繕費でございます。400万円でございます。これは施設の修繕料といたしまして、配水管の緊急の修繕、漏水等いたしますと、管を直さなきゃなりませんけれども、それに係ります修繕費でございます。

それからその下、節の25工事請負費244万4,000円でございます。これにつきましては、減圧弁等の点検の工事費ということでございます。減圧弁と申しますのは、高いところから低いところへ水を流す場合に、圧力が上がってまいりますので、それを減圧するための装置でございます、定期的な点検が必要になってくるというものでございます。減圧弁に関しましては、48万7,000円あたりを計画しております。それから、配水池の清掃が入ってまいります。計画的に配水池の清掃しております。きれいな水とは申しましても、どうしてもあか等がたまっ

てまいりますので、中にロボットを入れまして、底面にたまりました、言ってみればおりのようなものをきれいにしていくという作業をするものでございます。

それから、目の3総係費でございます。節の1からずっと下へ下がっていただきますと、節の6までです。これにつきましては、職員に係ります給与費等々を計上しておるものでございます。

下から2番目、節の13、備用品費でございます。消耗品費等を計画しておりますけれども、216万円でございます。これにつきましては、主にメーターの購入価格の674個分、これにつきましては、計画的に7年に1度、8年に1度、計量法の関係がございまして、メーターを新しくしておるものでございまして、今年度分につきましては674個分がかかってまいるということでございます。

ページを進んでいただきまして、15ページをお開きいただきたいと思います。

節の19委託料でございます。これにつきましては、合計いたしまして583万3,000円を計上しております。詳細といたしましては、企業会計の支援業務等に係るものが159万5,000円、それから、会計システムの保守等に係ってまいりますものが211万6,000円、それから、メーター検針の検針業務でございまして、これに係ってくるものが3,215件分で6期かかりますので、212万2,000円を計上しておるところでございます。

段下りていただきまして、節の23工事請負費でございます。メーターの交換経費でございます。674個分、先ほど備品のほうで計上しておりますこの674個分の交換に係る費用でございます。328万8,000円でございます。

それからずっと欄を下りていただきまして、節の41番でございます。その他引当金繰入額でございます。引当金といたしましては期末勤勉手当に係る部分を計上しておるものでございまして、これにつきましては、来年の6月に支払います期末勤勉手当につきまして、年度をまたぐということになるものですから、その分の12から3月までの4か月間を引当金として計上しておるものでございまして、これにつきましては、来年度の6月に支払うという形になるものでございます。

それからページを進んでいただきまして、16ページを御覧をいただきたいと思います。

ここからは、資本的収入及び支出の内容に入っております。

まず、収入でございます。ページを右側のほうに進んでいただきまして、企業債でございます。3,970万円を計上しておるところでございます。

それから、項の2県補助金でございます。県補助金といたしましては、1,680万円を計上しております。内容といたしましては、生活基盤施設耐震化等交付金といたしまして、現在大野原地区で布設替え、古い管を新しい管に入れ替えておりますけれども、その工事に係る補助金でございます。

項の3他会計補助金でございます。6,231万円でございます。これにつきましては、一般会計から繰入金というものでございます。

項の4でございます。工事負担金でございます。これにつきましては、今言いました大野原の布設替えの工事に関わりまして、消火栓を新しくやり替えます。そのやり直す分につきまして、係る経費について、3か所分についての経費を負担をしていただくということで158万4,000円が計上しているというものでございます。

それから、その下、支出でございます。項の1建設改良費でございます。節でございます。工事請負費を御覧いただきたいと思っております。5,753万円でございます。大野原地区の布設替えの工事でございます。今年度分につきましては、総延長約1,900メートルを予定をしておるものでございまして、今は町道の向月瀬線、向こう側の施設と、それから木部谷線を入りまして少し入ったところを工事させていただいておるところでございます。今年度分についての工事箇所といたしましては、国道187号線、今の町道木部谷線のタッチ、三差路でございます。そこから六日市方面に参りまして、民家が両サイドに並んでおりますけれども、その管路がそれぞれ別々の系統で走ってまいります。川側の系統、それから山側の系統、この分についての布設替えを考えているというところでございます。その他の部分につきましては、今回木部谷線を工事しておりますけれども、その木部谷線の部分の残った部分と配水池に向かつての送水管、配水管等を新しくしていくということを計画しているものでございます。

それから、その下、項の3企業債の償還金でございます。節の1償還金でございます。1億2,459万7,000円を計画しておるものでございます。

以上、詳細説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 13ページの説明書の中で、先ほど給水収益を100%ということの説明を聞きましたが、この100%の中には、いわゆる過年度、これ令和3年だから令和2年で納めなかった人の分もこの中に入っておるという考えでよろしいのでしょうか、そのあたりはどのように計画されていますか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

給水収益として上げております1億871万2,000円分につきましては、今回、令和3年度で収益として上げております給水の収益でございます。この中には、滞納分等についての計上はしておりません。純粋な給水収益分の計上をしているというところでございます。100%と申しましたけれども、下水道会計、それから、農業集落排水会計につきましては、収

納率を掛けさせていただいて、計上させていただいております。それを水道会計の場合には、水の提供したところで、収益として上げてまいりますので、ここに入って来る、入ってこないということは収入のほうには関係してまいりませんので、この分については100%は計上させていただくというのが企業会計のところでの計上の仕方というふうになっておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 分かりました。町長も施政方針の中で、町税などの徴税対策につきましては、納付期限内に納付している町民の皆さんに不公平が生じないように徹底した滞納整理を実施します。そのため、来年度より滞納整理を専門とする会計年度任用職員を配置し、担当職員と複数体制で滞納整理を行いますと言われておりますので、水道事業にも滞納のないように昨年の9月にありました中で、水道についても滞納があって、それを不納欠損にしたという事例も聞いておりますので、そのことがないようにお願いしたいと思います。

それと、併せまして、3年度で新たに大野原、また何キロか、約五千数百万円使って、管を布設替えをされるということですが、これの水道台帳への記載については、どうもこの費用の中に出ていないんですが、それはどのように整理されるのかお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） まず、滞納の処理でございまして、職員も一生懸命頑張っております。取り組んでまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

それから、大野原の布設替え工事、新しくなってきます管路についての台帳への更新業務でございまして、これにつきましては、もちろん合わせるような形で計上はしていきたいというふうに考えております。具体的にどのように進めていくかということはまだ決めてはおりませんが、新しくなっていく管を順次更新をしていかないと台帳の意味がなくなってしまうし、整備をするからには、日々の積み重ねを更新をしていかないとなかなか台帳の意味がないということでございますので、これにつきましては、きちんと反映できるように整備をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 水道料金がここに上げられておりますが、そろそろ水道料金の値上げの頃じゃないかと思うんですが、毎年聞くんなんですが、水道料金の値上げについての計画を、わかればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えさせていただきたいと思います。

水道料金の改定につきましては、具体的な議論といたしましては、総合戦略の中で計上しながら

ら、上げていくという形にはしておりますけども、今のところそういった動きをしておりません。今後、老朽管がどんどん増えてまいりまして、その管路の更新業務も、更新需要として上がってまいります。向こう40年間で見ましても、何十億円ではなくて、100億円あたり、そういったとんでもないお金の計上もないわけではございません。そういったところを見据えていくとすれば今後そういったことも考えていかざるを得ないということでございますが、今のところ具体的にじゃあこれまでより具体的に、戦略等では上げておりますけども、より具体的なところで計画をとるところでは今のところ持ち合わせていないという状況でございます。しかしながら、更新需要等見ましても、そう遠くない将来についてはやはり皆様方と議論をさせていただかざるを得ないということにもなろうかと思っておりますけれども、今のところ、くどい言い方をしして申しわけございませんけれども具体的な日程、それから計画を持っているものではございません。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 以前、何年度に幾らという具体的な計画が載せられておりましたが、それはもうあくまでも計画で、今のところ上げる予定ではないということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 経営戦略等を軽視するわけではございませんけれども、今その状況にはないというふうに考えているところでございまして、今後また検討させていただきます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第25、議案第23号令和3年度吉賀町水道事業会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第26、議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第24号令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第24号令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算でございます。

令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,513万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和3年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりをいただきまして、第1表は歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。款1財産収入、項1財産運用収入1,000円、款3繰入金、項1基金繰入金828万円、2他会計繰入金5万9,000円、款5諸収入、項1貸付金元利収入679万円、歳入合計が1,513万円でございます。

2ページは歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費1,513万円、歳出合計も同額でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第24号令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算について説明を申し上げます。

予算書はおめくりいただきまして、最後のページとなりますけれども、7ページをお開きください。こちらに給与費明細書をお付けしております、数字が入っているところでございます。特別職の表として、人数が4、そして報酬が5万1,000円ということでございます。内容につきましては、興学資金審査会委員の報酬というところでお読み取りをいただければと思います。

それでは、1枚、元に戻っていただきまして、歳出ですが、6ページでございます。

総務費、総務管理費、1、一般管理費、002一般事務管理費ということで、5万9,000円の計上、ただいま給与費明細書で申し上げた部分というところでございます。審査会を2回開催するという予定での予算計上でございます。

それから、その下、003貸付金、興学資金基金貸付金828万円でございます。内訳について申し上げます。

既存の貸付者が13人、それから、新規の貸付者について10人を見込みまして、既存部分が468万円、新規部分が360万円ということで、合わせて828万円の予算計上でございます。

それから、その下です。2財産管理費、003基金積立金、興学資金基金積立金679万1,000円の予算計上です。いわゆる返還部分ということがその内容であります。令和3年度分として635万400円を見込んでおります。さらに、滞納部分がございまして、これを44万円、それから基金利子分ということで1,000円、合計いたしまして679万1,000円の予算計上と、こういう内容であります。

1ページまた前に戻っていただきまして、歳入でございます。5ページになります。

上から財産収入、財産運用収入、1、利子及び配当金ということで、先ほど申し上げたとおり、利子を1,000円ということで計上しております。

その下、繰入金、基金繰入金、1、興学資金基金繰入金ということで828万円の予算計上、

これは先ほど歳出で申し上げた貸付金の金額と同額を計上しているというところでございます。

それから、その下、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、その他繰入金として5万9,000円、これは、先ほど説明いたしました審査会に係る経費部分ということでございます。

それから、最後ですけれども、諸収入、貸付金元利収入、1、貸付金元利収入ということで、635万円、それから44万円予算計上させていただいております。令和3年度における返還金部分が635万円、それから滞納部分で44万円の予算計上という、こういうことでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、説明が終わりました。

質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第26、議案第24号令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） ここでお諮りをします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本日は、これで延会することに決定をいたしました。

本日は、これで延会します。御苦勞でございます。

午後4時08分延会
